

第八十二回 参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和五十二年十一月二十二日(火曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

十一月二十一日

下田 京子君

補欠選任

十一月二十二日

青井 政美君

山内 一郎君

宮本 顯治君

補欠選任

三善 信二君

山本 富雄君

下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

北 修二君

久次米健太郎君

小林 国司君

坂元 親男君

田代由紀男君

田原 武雄君

野呂田芳成君

降矢 敬雄君

三善 信二君

山本 富雄君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

村沢 牧君

吉田 正雄君

原田 立君

藤原 房雄君

河田 賢治君

下田 京子君

三治 重信君

喜屋武眞榮君

農務大臣

農林大臣

政府委員

農林省構造改善局長

農林省農畜園芸局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林水産技術会

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林大臣

政府委員

農林省構造改善局長

農林省農畜園芸局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林水産技術会

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

吉田 正雄君

原田 立君

藤原 房雄君

河田 賢治君

下田 京子君

三治 重信君

喜屋武眞榮君

農務大臣

農林大臣

政府委員

農林省構造改善局長

農林省農畜園芸局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林水産技術会

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

農林省食品流通局長

農林省技術局長

ばならなくなった。これがこれまでの糖価の安定法についての臨時応急措置であらうと、こうされるわけなんです。いままでの法律で数量の規制をやらなかつた、それでこの上限、下限の価格調整をやつていけるだろうと、こういうことでやつた。ほかの畜産品なんか大体そういうふうなことの法案になつていようなんですけれども、この価格の上限、下限を示してその中へはめていくとすると、やはり基本的に数量もチェックできる体制というものを恒久的にやつていく必要があらうかと思うんですが、そういうことについて、従来の農林省のいわゆる数量の問題について外しているという理由はどういうことにあるんですか。

○政府委員(杉山克己君) 現行の糖安法は輸入粗糖の価格を調整する、そして粗糖の価格を具体的に一定の価格帯、ベルトの中に安定させるということを通じて砂糖の適正な価格形成全般が図られるというのを予定しているわけでございます。国際的にもそれから国内経済の運営の面でも、自由経済のたまたまのものと、考え方のもとでは、そういう価格調整を通じて需給の調整もおのずと図られるということで、価格と需給の安定は相関連した立場で実現できるという考え方をとっているわけでございます。

ただ、それは合理的な、何といひますか愚かでない一般的な経済行為のもとではそういうことが実現されるはずなんです。今日、今日の現実を見ますと、基本的に砂糖の消費が減退あるいは停滞している。そういう中で過剰設備があらわになつてきている。また、割り高な豪州糖の引き取りということから、業界の各企業の中での格差が出てきている。そのことによって協調が図られがたくなつて競争が激烈になる。そういう結果、普通の常識では考えられないような、コストを大幅

に上回つて赤字を生みながら物をつくつていくというふうな事態が出てまいつたわけでございませう。こういう異常な事態になりますと、価格そのものの形成がきつめて不自然なものになつて、需給そのものもまた逆に乱れるということとで、やはり価格と需給とを関連させて、特に今回のような特別な需給を直接調整するような措置が必要となるということになつたわけでございませう。

今後一体どうなるのか、一般的にそれでもってある期間を経過したらもとに復するののかというふうな基本的な議論はいろいろありますが、私どもはやはり今日の異常な事態がそういう措置を必要とするに至つたのであるというふうに考えております。まして、全体の業界の秩序が保たれるならば、いまの価格調整というのを通じて価格安定は図り得るというふうに考えておるわけでございませう。○三治重信君 そうすると、結局豪州糖というふうなこういう結果としてえらい高い値段のものを長期協定したというところに、何といふんですか価格調整の枠からはみ出た原因があると、こういうふうに考えるわけですか。

○政府委員(杉山克己君) 豪州糖は一つの大きな要素でございます。ただ、それ以前から消費の停滞という問題、それから業界に基本的にある過当競争、商社の介入による云々というふうなことも批判されますが、そういう過当競争の存在、それらと一緒に豪州糖の問題が拍車をかけたというところであらうかと思ひます。

○三治重信君 それでは、この臨時立法で大臣の指定糖の売り戻しによる数量の規制ができると、こういうことになるわけなんです。その結果、やはり数量の調整に豪州糖は枠を外して数量の規制をやるのか、豪州糖もその中に入れるということになるんですか。

○政府委員(杉山克己君) この法律の仕組みは、輸入したものが事業団に粗糖を売り渡す、その売り戻しについて、従来でありますればおよそ瞬間タツチで直ちに行つたものを、必要がある場合は時期をおくらせるというような調整をすることにしていくわけでございます。その場合、対象のものについて法律上具体的にどの砂糖、どの国から輸入されるものというように特定はいたしておりません。ですから、形の上で豪州糖を特別区分するというにはなっておりませんけれども、この法律を運用した結果が、直接ではありませんが、いたしまして、輸入自身を抑制する効果を持つことは事実でございます。

その抑制が、具体的にどういふところのものにはね返つた形になるかということになります。という、それは豪州糖については長期の契約が成立しておるわけでございますから、それを現実に抑えるということはありません、結果としてそれ以外のものが抑えられるという形になると思ひます。ですから、制度的に当然に豪州糖を除外しておるということではございませんが、豪州糖はこの法律のいかにかわらず、当然すでに既定の契約の対象となつてゐる分は、これはそのとおり輸入されるというふうに考えております。

○三治重信君 そうしますと、結局豪州糖以外のもの、実質上大臣の方は、農林省ですか、砂糖の輸入の規制というのですか、それをやらざるを得ないかどうなるわけですね。そこに、結局一つ大きな問題が残るだらうと思ふのですがね。

そして、そういう豪州糖が長期協定で数量まで、価格も決まつてゐるということが重要な問題の一つだと言われるわけなんです、それを解決していくためにはやはり数量は入れざるを得ないということになります、問題は価格のようなんですけれども、これが入れてから普通の国際価格の二倍を超えような状態になつた、この原因は何にあると思ふのですか。ただ見通しが立たなかつたということだけで済まされる問題か。いわゆるこの農産物の国際長期協定について、基本的に

こういう価格、数量を決定するといふことがいまだ国際慣例上通常のことなのか。

あるいは、いまほかの砂糖の輸入は、何か聞くところによると、商社は長期協定をやつてゐるけれども価格だけはそれとときの値段で入れているといふようなふうにも聞いているが、実際の砂糖の各国の輸入の場合に、こういうことは、私は豪州糖のような輸入の長期協定というものは、やはり一次産品については先進国ではアメリカやイギリスなんかでは普通の考え方だと思ふうんですよね。日本が初めてやつて、ここにえら二倍以上の価格で買わされたという結果になつてゐるけれども、そういう長期協定で価格、数量を今後一次産品についてやつていかなくちやならぬという基本姿勢を、このためにこりてこつたことは一切もうやめたといふことになると、これから農産物の輸入のやり方についてまた今度はむづかしい問題が起るのじゃないか。この基本的な問題で、豪州糖の高価格の輸入というただ現実の結果だけを見て対処してはならぬ問題じゃないかと思ふのですが、その点をどう考えるか。

○政府委員(杉山克己君) 国際相場から見て割り高な豪州糖の輸入は、今後、新しい改定された水準のもとでもなお四年間続くといふことになるわけでございます。国際価格はそれ自身も変動するでございまして、豪州糖が割り高であるといふことは今後当分の間続くといふことは、覚悟せざるを得ないと思ひます。

そこで、長契自身のあり方、それから今後どう考えるかといふことでございまして、長期契約は確かに四十八、九年のころから全体的に量的にもふえてまいりました。今日では全体の輸入量の約八割を長契の形で持つて海外から輸入してゐるという状況になつております。私も、いまは国際的に過剰でございまして、格別特段の確保対策といふようなことをやらなくてもどこからでも買えるという状況ではございまして、こういう重要な物資の長期にわたる将来を見通しての安定確保といふことならば、やはり何らかの形で長期契約、

これは必要であると考えております。やはり問題は、豪州糖について五年間にわたつて固定価格で契約したといふところにあるかと思ひます。長契自身が悪いのではなくて、国際相場がこれほどまで大きく変動することを予測し得なかつた、そして今日となつてみればきつて高となつたような水準での固定価格で契約を結んだといふところに問題があつたと思ひます。その意味では非常に残念な話ではございまして、ただ、固定価格による長契が全くなかつたといふわけではなく、特に豪州といふ国は一般的に計画経済とまでは言えませんが、計画的な経済運営を非常に重点に考へております。そのほかの物資についても、各国との間で砂糖以外の物資につきましてもかなり固定価格での契約といふことは結ばれております。豪州を相手にした場合、その取引先は豪州側の要望も入れて固定価格で決めるということがしばしばあつたわけでございます。

今後、こういうことについて今回の反省をどう生かしていくかといふことでございまして、私もとしては、長契それ自身は今後も必要であるといふふうに考えております。ただ、価格の決め方を豪州糖契約のようになつちりした固定価格で決める、そして後で動かしようの全くないといふ言えませんが、これは好ましくないといふような事態になるのは、これは好ましくないといふと考えております。固定価格で仮に決めるようなことがありまして、一定の安定帯といひますか幅の中での変動を認めるとか、あるいは逆に、その一定の価格帯の中では固定価格であるけれども、その幅を超えて上がる、下がるというようなきは、その幅を超えての騰落部分は固定価格に若干の変更を加え得るというようなき、そういう何か変形は当然あつてしかるべきじゃないかといふふうに思ふわけでございます。その点、今回の豪州との長契につきましてはそれらの条項もなかつた、価格見直しの条項についても必ずしも十分でなかつたといふ点が、問題として指摘されるかと思ひます。

今後、一般的にどう持つていくかといふことについて、いま申し上げましたようなことをいろいろ反省して誤りなきを期してまいりたいといふふうに考えております。

○三治重信君 その価格の固定的なのが一つ問題だといふことはわかりました。

それから、聞くところによると、それに加えて、日本のいまの現実の現時点での一番大きなむづかしい問題は調整——結局、そういう各社の事業規模からいって、原料の輸入割合に非常に幅がある。これを今度の価格の安定で調整しようとしても、三〇%とか二五%以上のところと、一〇%、一五%の会社で、これだけやつてもらつてもなお非常に従来の赤字を現在の時点においても解消することができない会社がまだ相当あるといふことなんです。そういうことから言つて、この価格の問題を考慮するといふ場合に、輸入数量の長期協定をやる場合に、これは民間主導型だ、あんまり農林省は口を出さなかつたことかもしれませんが、けれども、やはりこういうことを考慮すると、やはり長期協定なんかの場合に、輸入についての一応の各社の割り当てですね、生産に対する購入比率、こういうものの数量的な調整をやはり事前にやつておかないと、同じようにもつたとき、損するとも、各社の負担のアンバランスの調整に非常に困難を来す、こういう問題だらうと思ふのですが、その点についての御意見。そういう問題が一つ。

今度のこの措置をとつてもなお豪州糖が優先的に輸入される、こういうことになると、この不況にまだ救われな会社について、いま少し個別的に豪州糖について特別に、暫定的なこれは時限立法なわけだから、法律はとにかくとして、実際上もう少しそういうところを救う道は考えられないのですか。

○政府委員(杉山克己君) 先生御指摘のように、豪州糖の問題は、価格が国際価格に比べて割り高になつたといふコスト負担一般の話だけでなく、その負担の仕方が企業によって格差がある、つまり豪州糖の引き取り割合が多い企業もあれば少

ない企業もある。多い企業は、コスト的に圧迫要因がそれだけ大きいことになるわけでごさいます。そこで、この格差をできるだけなすというところは望ましいのでございすが、ただ、結果的に相場が下落したために損をした、そのことを強制的にならすというようなことはこれは現実問題としてできないので、むしろそれが有利と考えられた時期に、ほかの企業にしてみれば、そういう有利な豪州糖の分け前をもう少し欲しかったのだというようなこともあったと思うのでございす。そういうことで、これを業界自身、個々に責任を持って運営している企業の立場を考えますというと、国がならすというようなことは、これはなかなかできない問題であらうかと思ひます。

そこで、格差を縮める第一の手段としては、やはり豪州にその値引きを要求することになったわけでごさいます。値引きの幅は必ずしも十分満足すべきものとは言えませんが、一応いままでの価格よりは若干引いたところを豪州側も承諾をしたわけでごさいます。

それから、価格水準もさることながら、国際価格を基準とするもので薄めるという考え方をとりまして、残りの数量百八十万トンと三年間で引き取るというところを、四年間で引き取るという形にしておるわけでごさいます。ですから、絶対的な負担は同じであるにしても、三年と四年とではその負担の仕方が各年の単価では薄まったという形になって、これはしるぎやすすくなるというようなことも出てまいっておるわけでごさいます。

それから、各社のその競争条件——現在が一番コストの安いところ、あるいはそれをさらに下回るような糖価形成というようにことで市価が実現できているわけでごさいます。これを今回の需給調整措置によって平均生産費、平均コストまで引き上げようということにしておるわけでごさいます。その意味から言うと、豪州糖のコストの高いくところも、従来の極端に下回った市価水準から見れば、かなりその点コスト的に改善される。それ

れから、やはりそういう豪州糖負担の重い企業経営条件の悪いところは、それなりに今後経営努力もしていただく。消費者にもいろいろその将来の展望、再建のあり方について協力を受けながら企業努力を払っていく。それに対して、政府が一切そういう自主努力だけに待って何もやらないのか、今回の需給調整は需給調整としてそれ以外にないのかという話になりますと、私も豪州糖の高い価格このものに対して、現在の糖安法上、調整金として輸入糖から徴収されることへの賦課、これはいわば国内産糖が高い、その国内産糖に対する政策費の財源として徴収するということになっているわけでごさいます。ところが、豪州糖は、一時は国内産糖よりも高い、現在でも国内産糖に相当程度近いようなまだ高い水準でございすので、そういう高いものから調整金を取って国内産糖に対する財源に充てるというところは、これは猶予してもいいのじゃないかという考え方のもとに、昨年来調整金の免除という措置を行ってまいっております。

これを今後どうするかということがございすが、全体の企業経営の推移等も見ながら、私どもとしては検討してまいりたいというふうに考えております。

○三治重信君 この長期協定、先ほどおっしゃったいわゆる協定の最初の契約するときは、非常に有利な条件のようだからおれにも加えさせろという会社も相当あったのだと、こういうような話があったのですが、そういう契約の有利な見通しでやらなければある程度やらなかったのだらうと思ふのですが、今度のこの価格協定では初めは少しはもうかつたのですか。それが一つ。

何か、聞くところによると、契約のときにはそれうだったけれども、実際実行段階においては初めからえらい損だったということのようすだし、それからもう一つは、いまの豪州糖が高いために、国内糖の割り高のやつを調整するための調整金の徴収を免除しているのだ、こういうことですが、これはそうすると、昨年来ということになると、

今後はどうなるのですか。

○政府委員(杉山克己君) 豪州糖の割り高な分を各社に均分できて、それは問題は確になかったのをごさいます。それまでの過去の取引の経緯等を考えて、業界の中で均分でない現在の姿のシェア割りになったわけでごさいます。これは、今日になってみれば非常に残念なことでありすが、事実としてそうなっている。それから、そういう格差は確かに契約の時点では考えられなかった、むしろ国際価格よりは有利な水準であるというふうに考えておったのでございすが、それが契約を実行する、実際に砂糖を引き取るという段階になりまして、そのわずかな数カ月の間に国際相場が急落しております、実行の当初から国際相場より割り高なものを引き取る、つまり契約履行の初めから損をしたというような結果になっておるわけでごさいます。

それで、そういう格差を是正するという趣旨ではございせんが、割り高な豪州糖から調整金の負担を免除するというこの措置を今後どうするかというところでございすが、これは一つは財源的に調整金自身がどれだけ全体として賄い得るか、調整金はやはり国内産糖に対する政策費として財源として必要ものでございすから、そういう財源的な問題も見えかねながら、それから今回の措置も含めて、全体としての精糖企業がどう運営されていくか、立ち直っていくかという動向も見ながら今後検討してまいりたい。現在これができるからといって、直ちに廃止するというようなことは考えておりません。

○三治重信君 ちよと、その調整金を豪州糖から取らないというのは、結局豪州糖を輸入している会社の赤字を解消している間はその免除をするという、大まかなところはそういうところに理解していいわけですか。

○政府委員(杉山克己君) 国内産糖との価格対比でもって、まあ豪州糖は財源を負担するに著しく割り高であるというような判断ができるかどうかというところ、いま一つは、財源的にいまの調

整金全体の運営の中でやりくりができるかということ、それからいま一つは、企業経営自身が格差はある中でも安定的に今後推移し得るかどうかというふうな見えかた、それらを総合的に判断した上で時期を限るべきではないかというふうに思っております。したがって、おおよそ割り高のものがずっと残っている限りは残っている期間ずっと調整金を免除するのだというような、そこまではつきり考えているわけではございせん。

○三治重信君 大臣、いまお聞きのように、この問題は、裏には豪州糖の輸入という問題がこういう特別臨時立法をつくらす大きな原因になっているというところだと思ふんですが、しかもこういう一次産品の中で、私はこの価格、数量まで含めた長期協定というものをやはり日本が今後積極的にやっていく原則を立てていかないと、いまの日本ばかりでなくて、国際的な今後の日本が貿易立国としてやっていく場合の主導権を取れない貿易政策になっていくと思ふんですが、したがって、これは非常に臨時的な法律であるけれども、私から見ると、農林省を主体とする一次産品の輸入についてのいわゆる貿易の政策ですね、これについて非常に大きな意味を私は持っている問題だと思ふんです。

したがって、これは当面の措置としてやむを得ないといひますか、適切な合意をされた措置だろうと思ふんです。しかし、この措置に結局痛手を食うというところで、農林省がこういう輸入問題について、こういう協定について非常に態度を離れるというところなく、むしろ積極的にもう少しこの業界全体が共同的な平等的な利益、損害、またその国の砂糖行政や一次産品行政について協力できるための基本的なものをしっかりと持っていて、もつとリードしていく体制をとってほしいと思ふんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 農産物、食糧等の輸入の問題につきましては、しばしば申し上げておりますように、国内で生産可能なものは極力国内の生産を高める、自給力を向上せしむるという方策

をとりながら、足りないものはこれを海外から安定的に輸入をいたしまして、国民の皆さんに安定確保を図るようにならざるを得ない、これが基本的な考えでございます。

この甘味資源の問題につきましても、重要な食糧でございますから、国内の甘味資源の生産の振興あるいは生産農家の経営の安定と、こういうものを図ってまいらなければなりませんし、そのためには甘味資源の自給率の向上を図るということが大事であり、そういう面で農林省といたしまして今後生産対策、価格対策等を今後とも重視いたしまして努力を払ってまいらざるを得ない、砂糖につきましても、何と申しまして、砂糖につきましても、相当長期にわたりまして海外から相当量の輸入をしなければならぬ、安定確保を図らなければならぬ、こういう状況にあるわけでございまして。現在、豪州あるいは南アフリカ等六カ国から約二百万トンぐらいのものを長期契約によりまして輸入をいたしておるわけでございまして。私はそういう意味合いからいたしまして、今後とも長期契約等によって足りない分は海外から安定的に輸入を図っていくことが重要な問題であると、こう考えております。

ただ、その場合に、相場商品的な性格を持っておりまして砂糖につきましても、長契の中で固定価格でやるかどうかという問題につきましても、これは慎重にやはり検討する必要があると考えております。そこに、国際糖価、国際砂糖協定等もございまして、そういうものも一つの目安といたしまして、今回の苦い経験を教訓としまして、長契に当たってはそういう点については十分慎重な対応が必要なのではないかと、このように考えております。しかし、基本的には国内生産は二〇％程度、どうしても当分の間は輸入に依存しなければならぬという事情からいたしまして、長期契約によって安定確保を図ると、そういう政策のもとに業界も指導してまいると、こういう考えでございます。

○三治重信君 まあ大臣のいまの御答弁で、でき

るだけ長期計画に基づく輸入をやっていくと、こういう方針で、これはまあ非常にそれが国内の甘味資源の生産を安定させる基本だと思ふんですが、これを業者だけに任せぬで、やはり国のそういう貿易政策の中へ浸透——新しい積極的な政策として入れていって、全体の日本の輸入政策というか、新しい国際貿易に対処する考え方も出してもらいたい、こういうふうに思ひます。

先ほど大臣の前にもう一つ質問する予定にしていたのをちよつと忘れたので、また前にちよつと戻りますけれども、その調整金の免除というものは、財政の問題と企業経営の問題を両方にらみながらこれはそうすると、行政措置として弾力的に考えていくと、こういうことのようにですが、これにプラス豪州糖の輸入は契約に従って全量を入れなくちゃならぬ。そういうときに、なお企業経営が、今後の砂糖の値段の動き方にもよるんでしょうけれども、これをやってもなかなか豪州糖をたくさん入れていくところは、具体的に言えば二五％から三〇％以上入れているところは非常に経営の困難、それがまた糖価の安定に非常に困難だと、こういうような事態が続く場合には、やはりこの豪州糖を輸入糖の平均価格の算定の中へ入れないで一部外すというようなことは考えられませんか。

○政府委員(杉山克己君) いまたまた国際価格から極端に遊離している状況になっている、それから国内価格にもかなり近い水準になっている、ということと、豪州糖に対する特別な調整金免除の措置をとっているわけでございまして。これは、ほかの一般糖と区分して豪州糖だけを何かそういう調整金あるいは安定資金の徴収対象から外してしまふということになりますと、これは、実はこれは法律上の問題がございまして。いまの制度のもとでは一括して粗糖という考え方のもとに、どこの国から輸入されるものも問はず、糖価安定制度の一般的な仕組みの中で機能すると、動くということになっております。運用の問題で、実際に即してたまたまある時期の調整金の徴収は免除できて

も、全般的に制度としてそういうものをそもそも対象にしないというようなことにすることは、正直申し上げましてこれは法律論もあつてむづかしい問題だと考えております。

○三治重信君 じゃ、豪州糖の問題については以上で終わりますが、砂糖の乱高下の問題は、輸入砂糖の価格の非常な暴落とそれから過剰設備の過当競争と、こういうのはよく議論されたところですが、もう一つ私は、この間の参考人の意見聴取のときにもちよつと意見を聞いてみたんですが、やはり砂糖の取引所の価格形成、こういう商品取引所における価格形成の問題なんです。商品取引所の取引というものはやはり自由経済というものの象徴なわけなんです、しかし実際、農林省はこういう一次産品について糖価安定の法律までつくって一つの価格統制を間接ながらやろうと、こういう立場が実際その目的を外れるような、それを妨げるような実際の取引所の砂糖の構成と申します、現状じゃないかと思ふんですが、こういうものに対してどういうふうな基本的な考え方なんでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 今回の措置によりまして、確かに糖価は極端な乱高下、乱高の方よりはむしろ暴落というところになります、その暴落は相当程度防止し得る、価格変動の幅は小さくなるというふうに考えます。統制価格で一本だというなら格別でございまして、幅は小さくなくても価格の騰落があるということなら、それを先物の上でも反映させるということと商品取引所でもって先物の取引を行うということは、これは当然あつてしかるべき話であらうかと存じます。その意味では、いままでも制度的には安定上限価格、安定下限価格、この幅の中で価格は制度的には動くというふうに予定されておつたのでございまして。実際にはそれをさらに超えて上がつたり下がつたりすることもあるわけでございまして、そういう仕組みの中でも取引所自身の存在理由が認められていくわけでございまして、今回の措置を講じたからといって、その点は基本的には変わりない

と思ひます。

ただ、価格変動の幅が小さくなれば、取引所自身としてはやはり何と申しますか投機機のうちまといひますか、そういうつけ入る余地といひますか、そういうものは小さくなつてくる、取引所自身は少しやりにくくなつてくるという問題はあろうかと思ひます。そういう取引所に、商品取引、先物取引に及ぼす影響の問題は問題といたしまして、取引の相場の形成、これが現実を離れて一部投機家による過当投機が行われていないか、そのことによる価格の本来の実勢を離れての暴騰、暴落が本来の現物の価格にもまたね返つて悪影響を及ぼしていないかということになりますと、ときにそういうことを全くなしとはいはしません、その点については取引所なり私も農林省でも管理、監督しているところでございまして。今日の価格の推移を見る限り、私も先物取引も現物の価格の推移とよく関連して適正な価格形成が行われているというふうに見えております。今後ともいろいろ取引の問題については、まだ確かにわれわれとしても厳重に監督し注意していかなければならぬ問題があると思ひますが、一層努力を続けたいと考えています。

○三治重信君 それからもう一つは、取引所の商品として取り扱われる同じ砂糖でも、品物の銘柄の問題なんです、取引所の銘柄としてこれは一番特殊に精製された砂糖、最終消費財を商品の銘柄に上げられていくわけですね。世界の砂糖の取引の商品の銘柄というのはみんな粗糖だ、いわゆる原料糖なんだ。取引所の取引というものは、そういう最終消費財というんじやなくってその原料がしかるべきなので、ほかの国においてもそうなんです、一時パリで何か精製糖が上場されたことがあるけれどもそれはほんのわずかな期間だったと、こういうことですから、日本も戦前はたしか粗糖じゃなかったかと思ふんですが、そういう精製糖を商品取引所の商品としてやっていく特殊事情というのはどういう関係なのか。そういう砂糖の価格形成に、投機機じゃなくして、正しい何

ですか、需給を円滑にする取引所の商品の取り扱いは、原料糖である粗糖の方を取引所の対象とすべきだと指導すべきじゃないかと思ふんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(杉山克己君) 国際的に、いま砂糖の取引を行っている取引所というのは幾つかあるわけですが、砂糖自身が非常に大きな国際商品であるということから、ロンドン、ニューヨーク、ここらではまさに粗糖がその取引の対象となっておるわけですが、日本の取引所の場合、国際的なそういう粗糖ということもありますが、日本の国内で使われる産物について取引所に上場するその必要性ということになりますと、先生御指摘のように原料段階にとどめるべきで、最終製品、消費者消費商品という段階で物をとらえるべきでないというお考えはごもっともでございます。日本の場合、粗糖も上場の対象にいたしてあります。ただ、これは国際相場に追随するというようなことから、実際問題としてそれほどの取引量はない。量的にはそれほど大きくない。現在、一般的に取引が行われるのはむしろ精製糖の方でございます。

ただ、精製糖は、家庭の立場から見ますという家庭消費も確かにあるわけですが、最終製品であるかのごとくに思われますが、実は精製糖はお菓子でありますとか調味料でありますとか、あるいは清涼飲料でありますとか、加工食品全般にもろもろの物に使われておりまして、原料としての機能を大きく果たしております。現在、家庭用に直接向けられる精製糖の割合は四分の一程度というふうにいまだ承知いたしております。そういうようなことで原料としても重要な地位を占めている精製糖でありますので、その価格形成について取引所に上場して公正な価格形成を図るというようにいたしておるわけでございます。

○三治重信君 大臣、お聞きのように、取引所の問題でその問題がないようにいま答弁なんですけれども、製造関係の会社やそれから一般の者から

見ても、会社の方も先日の参考人の意見聴取のときには、取引所のこういう精製糖の取引で非常に価格が変動するし、しかもどっちかと言えれば値段を下げられるというんですか、過剰になるとものすごくコスト以下に下げられる可能性がある。それから、少し足りなくなるとものすごく上げられる可能性がある。そういうのに対してやはり農林省がこれだけ糖価の安定をやっていくからには、それは一応指導体制をとってきたということがあってもおかしくないが、やはりその点は取引所に對して今後ともこういう砂糖の値段について相当関心を持って、国の財政も使いがら法律も持つてやっていくからには、取引所との関係を自由放任にしないでいいことではない。もちろん、取引所の上場をやめるということではないわけなんです。一定の値段の範囲内、しかも法律で罰則的な上限、下限を決めている、それ以外にはみだることは厳に戒めるような対策ですか、対応策が農林省としてとられるべきだと私は思うわけなんです。

もちろん統制価格で、そんな何というんですか、非常に統一価格とか幅の狭いものでは意味のないものです。しかし、現在の上限、下限の価格のこの法律の考え方の中で十分取引所の機能は発揮されるんじゃないか。それについて厳重なその範囲の中でやられるべきであり、それを超すというような価格形成が行われる場合には、農林省は事前またはそういうものについて早急に改善策をとらうという態度をしつかり示してもらいたい。それが価格の安定にもつながるんじゃないかと思ふわけなんです。こういうことに対処する心構えと対策について、ひとつ大臣から御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 三治先生が御指摘のように、国際的に商品としての砂糖の相場、これが粗糖を中心に形成をされておるといふことでございまして、日本ではそれが精製糖まで相場商品として上場されておると、これは一つの特徴でございますが、いま食品流通局長から申し上げたよう

に、精製糖の四分の三がいろいろの加工食品あるいはお菓子、清涼飲料とかそういうようなものの原材料に使われておるといふ点がございまして、現在精製糖も商品取引所に上場しておるといふ関係にございまして。しかし、御指摘のように、一方におきましては糖安法によつてできるだけ価格の安定、また今回はさらに一步を進めまして需給計画という目安を立てまして需給の面からも安定化を図ろうと、こういう法的措置も講じようとしておる際でございますので、商品取引所における過度の投機的なことがなされないように、政府としてもその指導、監視等につきましては今後十分対処してまいりたいと、こう考えております。

○三治重信君 若干時間があるから、まだ通知しなかつた問題をひとつ局長に聞きますが、砂糖には関税と砂糖消費税がかかっていることは御承知のとおりですね。今度のいろいろな貿易関係で、粗糖の関税について外せとかどうこうという問題は出ていないのかどうか。

○政府委員(杉山克己君) 今度の問題と絡めてというよりは、むしろ以前から砂糖を實際に使う実需者の立場から、国際的に見て日本の関税、消費税、砂糖の税負担は重いではないかと、これを国際水準並みに下げてしまふべきだという議論が前からあるわけでございます。特に最近、外国からのいろいろな競争商品の輸入が懸念されるというような情勢のもとにおいては、そういう声が一般的にございまして。それから、今回の措置に関連して一部で関税あるいは消費税を減免すべきだという議論は確かにございまして、私も特に豪州糖との問題と絡んで特定のもの、特定の対象だけをそういう減免の対象にするということとは税制の一般論からしてもできないという話で、それはお断りしてまいりましたわけでございます。

ただ、今後これらの税負担についてどう考えるかということになりますと、私も関税、消費税、もちろん税制上の、あるいは国家財政上のむづかしい事情はいろいろあるかと思ひますが、負担は決して軽くないと考えておりますし、今日ま

でも特に消費税についてはその減免方を大蔵省に要請いたしておるわけでございます。今後ともそういう考え方のもとに、関係省の間で検討を進めてまいりたいと考えております。

○三治重信君 臨時の措置なんです、やはり一次産品の今後の取り扱いについて、いま農林省の行われておりますのは価格の規制だけで、数量の問題は、全部とは申しませんが、わりあい法に規制の対象にしていけない、価格だけの問題になつていくというふうな問題で、そういう問題と、国内と輸入品との問題をどういうふうな解決していくかというのは、非常に農産物の輸入問題と価格の問題と国内生産者の保護の問題と、こう三つを関連させて議論をしていかなければならぬと思う。今回のこの法案についてのやつは豪州糖という特殊な問題だけに限らず、ほんの一部に触れておつたんですが、今後の審議においてひとつは農林省として生産者の立場とやはり消費者の立場と、それから国際関係というものを広く見て対策をいろいろ立ててもらいたいと思ひますし、私もそういう問題をまた一度議論したいと思つております。

どうかそういう意味において、これは当面の暫定的な措置であつて、当面のやつを終われば一応これでいいんだということではなくして、問題はこれから、問題はこれからという農産物、一次産品の輸入問題、価格の問題、あらゆる問題が国際的なスケールの中で議論をされなければならぬし、国内の生産者に対してはそれなればならぬ問題だと思つております。そういう意味において、ひとつ今後とも新しい農政の価格政策を展開して新しい観点に立った、また基本的な問題まで下げた対策をぜひ立てるべく努力をしていただきたい、かように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○喜屋武眞榮君 私は、初めに砂糖の需給問題を中心にお尋ねしたいと思ひます。

まず第一にお尋ねしたいことは、今年度の世界における砂糖生産量はどのような状況にあるのか、この状況をお尋ねしたい。

○政府委員(杉山克己君) 砂糖の国際的な需給事情は、一九七三年の終わりごろから一九七五年の初めにかけて、この一年数カ月の間の価格が著しく高い水準にあったということを反映いたしまして、生産がその後増大いたしております。反面、消費は伸び悩んでいくことのため、一番最近の一九七六年から七七年にかけての状況で見ますと、これは史上最高でございまして、それに対して消費は八千三百万トンが見込まれる、そういうことで、単年度におきましては五百万トン程度の過剰が予想されております。しかも、これは七六年―七七年だけでなく、その以前から、いま申し上げましたように生産がふえて消費が低減しているというようにこのため在庫がずっと累積しております、これも在庫率も大体その年消費量の三〇％を超えるのではないかと状況になっております。一言で申し上げれば、著しい供給過剰の状態になっていくとございまして、

○喜屋武眞榮君 そうしますと、年々増産の傾向にあると、こういうことなんでしょうか。

次に、わが国の輸入の実績ですね、詳しい量はもうわかっておりますから、どういう国々から輸入しておるのか、その順位で述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 国別には、年によりまして大きな変動がございまして、かつてはキューバが一番大きな日本の輸入先であったわけですが、今日ではオーストラリアが一番大きな輸入先ということになっております。それに次ぎましてタイ、それから南アフリカ、それから台湾、ブラジル、フィリピン、キューバはその次というよう順位になっております。

す。協定であるのか、それを確かめたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 長期契約は、日豪が問題になる以前から民間当事者と輸入国の関係者との間でそれぞれ個別に行われておったわけでございます。その態様はさまざまでございますが、期間でありますとか数量でありますとか、それからこれはまあ三年、五年あるいは七年、それから数量はそれぞれ何がしというところで共通の問題でございまして、価格については一般的には国際相場、若干のそれに対する幅をつけるようなことはありまして、国際価格を基準にするということでもできております。豪州だけがそれとは異なつて、固定価格で五年間という形になっております。固定価格はまさに豪州だけの特徵でござい

○喜屋武眞榮君 豪州だけを固定、長期協定にした理由は何かですか。

○政府委員(杉山克己君) これは、端的に申し上げれば、豪州側が強く要求したからだということでございます。豪州は一般的に資源をたくさん輸出している国でございまして、ほかの資源の場合でも、一般に見通しをきちんとして、生産者に対する一つの対策という観点からでもございまいしょうし、それから増産というか、計画を実行する必要上からでもありまして、将来の価格についても固定した価格で安定した見通しを得たいということ強く主張するわけでございます。まあそれはそれなりに豪州の国内事情としてわかるわけでございますが、当時きつめて緊迫した国際需給のもとでは、いろいろその折衝はありましたが、最終的には国際価格ということできなかつたという事情がございまして、

○喜屋武眞榮君 世界的にはだんだん増産の傾向にあるという見通しに立つならば、こういう豪州との契約のあり方というのは私はどうかと思ひますね。と申しますのは、今度の混乱を起こした引き金はまさにこの日豪長期協定にあるんです

からね。

そこで、キューバとブラジルの先ほど話がありました、この輸入パーセントからしますと、たとえばキューバの場合には四十九年は輸入率の四三％を占めておったんですね。それから五十年には一七％、五十二年三％に、このように激減して一六％から、五十二年七％にこれまた激減しております。この理由は何かでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 前段の方の御質問で、まあ価格が――価格がというより生産が増大する、したがって相場も下落するであろう、そういう状況のもとで豪州との間で固定契約を結んだのはおかしいではないかと言われれば、今日の時点になつて見れば確かにそのとおり指摘されると思ひます。ただ、何度も申し上げておりますように、契約を結びました時点ではむしろ異常とも言えるような国際的に緊迫した資源不足、もう砂糖が今後手に入らなくなるのじゃないかというような空気がみなぎつておつたわけでございます。むしろそういう状況があつて需要がきつめて強い、価格もきつめて有利であるというようなこととから、その後大増産が図られ、四十九、五十、五十一と、こうふえてきたという状況なわけでございます。その点ではまさに裏面に出来たわけでございますが、初めから下落することを予想しておつてこういう固定価格を結ぶというようなことは、当然あり得なかつた話でございまして、

それから、キューバが確にかつて日本の一番大きな輸入先で、百万トン以上、比率にして四割以上も輸入しておつた時期があるわけでございます。これは五十年以降数量は激減しております。これは一つは、当時の国際価格の動向から見てキューバの条件がきつめて輸入国にとって不利、早く申し上げれば相場が高いところでもって契約を要求したからだと。したがって、それ以外のところから輸入するというところで、キューバ自身が国際的にも、それから日本の関係者からも好まれないうことで数量がむしろ減つたわけでございます。

ます。キューバ自身はそのことを非常に悔やんでおりまして、今日ではむしろ日本にぜひ買つてもらいたいというふうなことで、いろいろ働きかけを行っている状況でございまして、

○喜屋武眞榮君 ブラジルですね、特に私、南米視察に参りまして、日本人移住者からこういう切実な要望があつたんです。われわれは日本の国策に沿つて南米に移住してきた。そして精いっぱい働いて生産をしておるが、母国である日本はわれわれがつくつたその生産品、たとえば砂糖とか、それから養蚕の繭、こういうものを買い取つてくれないと、こういう訴えがあつたわけなんです。そういうことも含めて、キューバ、ブラジル、特にブラジルですね、南米を含めて今後の見通しを大臣にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) その前にひとつ。ブラジルの問題について答弁漏れがございましたが、ブラジル自身は、以前はほとんど日本との間で取引がなかつたのでございまして。手元の数字でも四十六年のころは二万六千トンくらい、それが四十七年に十一万トン、四十八年は九万七千トン、四十九年に十八万トン、五十年にちよつと国際的にはほかの国からの供給がむしろ少なくなつたというふうなことも反映して三十八万トンとふえて、その後は十数万トンという台で推移してまいつております。これは五十年に一次的にふくらんだことを別にすれば、継続的にだんだんブラジルからの輸入量はふえてまいつていく状況にあるわけでございます。経済物でございまして、条件がどうかということではやはり取引量も決まってくるという国際的な物の関係を念頭に置きながら、やはり業界にもいろいろ指導をしてまいりたいというように考えております。

○喜屋武眞榮君 大臣にお尋ねしますが、特に南米の場合、日系市民がおり日本の移住者が大部分を占めておる。そういう方々の切実な要求があるわけですね。このことに目を向けなければいけないのじゃないかと、こう思ひますが、今後の

見通しとしてぜひこのことを政府として、特に農林省として配慮をせよという必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 砂糖の八〇%程度、国内の自給力向上に努力しておりますが、当分の間は七、八〇%のものは海外から輸入をしなければいけない。この安定的な輸入を図ってまいりますためには、余り偏ったことでなしに、できるだけ友好国各国から安定的に分散をし輸入をするということが安定輸入のためにも必要であると、こう考えております。特にブラジルは、御指摘のように日系人等が砂糖栽培農業に従事して努力をしておる。また、最近、ブラジルとわが国との関係は非常に友好緊密の関係を深めておるわけでございしますから、ブラジル等のこの要請に對しましては私も前向きに對処していきたいと、こう考えております。ただ、何分にも遠隔の地であり、輸送費その他も相当かかる地理的な事情もございします。そういう点等も勘案をしながら業界を十分指導してまいりたいと、こう考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、わが国の主要農産物の輸入実績、これを概略で結構ですからお願いたします。

○政府委員(杉山克己君) 日本全体の総輸入金額は五百七十八億六千三百万ドル、これは五十年でございします。それから、五十一年は六百四十七億九千九百万ドル。その中で農林水産物の金額は、五十一年は百五十六億四千九百万ドル、五十一年は百七十五億九千九百万ドル。総輸入金額の中で五十一年は二七%、五十一年は二七・二%、こういう比率になっております。そのまた農林水産物の中で農産物は、これは農林水産物の中で一番ウェイトも高く百十二億一千二百万ドル、百十六億二百万ドルということ、まあ二〇%近い比率を占めております。それから、農産物の中で物はどういう物が多いかということ、これは金額の關係で価格が変動することによって年の変動が結構あるわけですが、五十一年は粗糖が一番大きく十六億八千九百万ドル、五十一年

は九億六千四百百万ドルということになっております。それから、トウモロコシが五十一年は十一億三千八百百万ドル、五十一年は十一億一千二百百万ドル。それから、小麦が五十一年は十一億一千七百万ドル、五十一年は十億五千九百万ドル。それから、綿が五十一年は八億四千七百万ドル、五十一年は九億二千七百万ドル。それから、大豆が五十一年は九億四千九百万ドル、五十一年は八億四千九百万ドル。以上申し上げました五品目が、農産物の中での大きな物資でございします。

○喜屋武眞榮君 いま述べられたように、五十一年度は粗糖の輸入が食糧では第三位に一応ダウンしてございます。五十一年までは首位を占めておりましたね。これは結局値段が安くなったためと思っておりますが、こういう実情からいたしまして、当然裏を返せば、国内でできる物は最大限につくって、いわゆる国内自給を高めて、そしてやむを得ないものは外国から輸入をするという、こういうような原則はこれはきわめて当然でなければいかぬと、こう思うわけでございします。そこで、それの裏づけとしまして、こういう点から国内自給というものはもう必至である、つくれば国内でつくれるものをよけい外国から輸入しておると、こういうことにわれわれは着目しなければいかぬと思っております。

次に、国内産物の自給向上についてどういう目標を持っておるか、そして実績はどうなっているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 国内生産につきましては、四十七年をベースにいたしました六十一年見通しというものを立てております。概括的に見まして四十七年のときの自給率は二〇%、これを六十一年見通しでは二八%という水準まで上げるといふことを見通しているわけでございします。

○喜屋武眞榮君 現状は、現状は、一つ一つの数字は煩わしいので申し上げませんが、自給率の水準で申し上げますと一五%台ということ

で、四十七年当時よりも下がった状況にあるわけでございします。失礼いたしました。いま申し上げましたのは五十一年でございしますが、五十一年の数字が出ております。これは若干回復いたしておりますが、四十七、八年の水準までは戻っておりませんが、一八・六%ということになっております。

○喜屋武眞榮君 昭和五十年五月閣議決定ですが、「農産物の需要と生産の長期見通し」によりまして、昭和六十一年におけるてん菜生産量が三百八十五万トンですね。量で言いますとそうでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) はい。

○喜屋武眞榮君 それから、サトウキビ生産量が三百七十七万四千トンですね。間違いないですね。

○政府委員(杉山克己君) はい。

○喜屋武眞榮君 ところが、にもかかわらず昭和五十一年のてん菜生産量は二百六十六万九千トン、サトウキビ生産量は百九十七万五千トンにすぎない現状であります。これでは、長期見通しで示された生産水準達成はきわめてむずかしいではないか、こういう私は結論を持つわけですが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) いま御指摘のてん菜並びにサトウキビにおきましても、その年の天候その他諸般の事情から幾らか上昇したり、あるいは下がったりするという傾向は確かに御指摘のようにございします。しかし、最近における情勢は、北海道におきましても輪作作物として非常に重要な地位を占めており、北海道の畑作振興に伴いまして回復の基調に向いておると私は考えております。

政府といたしましてはこの生産振興、自給率の向上につきましまして、特別な助成措置等も講じながらその育成向上に努めておるところでございします。

鹿児島県の南西諸島、沖縄県におけるサトウキビ、これは私も沖縄へ先般参りましたが、大変農民の皆さんの間にこれが生産向上への意欲が高ま

ってきております。一方において、政府におきましても土地改良事業あるいは栽培技術の向上あるいは機械化の促進、さらに新たに現地の要望にこたえまして原産農場も建設をする、あるいは害虫の防除、こういう問題にも私も努力を今後ともやってまいりまして、何とかこの六十一年見通しの目標を達成するようにあらゆる施策を今後一層力を入れて推進してまいりたいと、こう考えております。

○喜屋武眞榮君 六十一年の目標とこの現状を見通した場合に、私はその目標達成に向かつての歩みが遅々として遅いんじゃないかと、この調子で果たして六十一年の目標達成ができるのかどうか。むしろ目標を突破していただきたいわけですが、それでお聞きしますが、一部大臣から述べられましたが、私はもう少し突っ込んでその目標達成のための具体策を担当から詳しく聞きたい。

○政府委員(杉山克己君) 砂糖の生産目標達成のための具体策ということになりますと、実は農林省全般にもわたるような大きな問題といえます。数多くの項目になってまいるわけでございします。私から実は他局の所管にまたがるようなことを申し上げさせていただきますが、項目として基盤整備でありますとか、それから品種改良でありますとか、広く言えば基盤整備の中に入ることとさせていただきますが、水資源問題でありますとか、それから土壌改良、それから機械化の問題、構造改善事業、こういった各般の事項がございします。

基盤整備一般について申し上げますと、サトウキビの生産を振興するということには、特に農業基盤の整備を促進する必要があることは言うまでもございしません。そのため農業用水源の開発、それから灌漑排水施設の整備、農道、圃場の整備、これらを積極的に実施してまいっているところとございします。特に沖縄につきましては、開墾整備、農道整備事業等につきましまして補助率それから採択基準、こういった面で内地に比べて特別の優遇措置を講じております。同時に、そういう制度的なことだけでなく、予算の面

でも特段の配慮をして増枠に努めてまいっているところがございます。今後ともその振興に努めてまいりたいと考えております。

それから、沖縄の場合特に水の問題が深刻でございます。サトウキビの生産を高めるためには、畑地灌漑とこれに適した品種の栽培ということがきわめて重要でございます。しかし、畑地灌漑の水が乏しいということで、特に地下水の開利用というのを進めてまいっておるわけでございます。これだけでも十分ではないということで、地下水を地下に貯留する技術開発を特に四十九年以來進めておるわけでございます。目下、小規模な実験地下ダムをつくりながら水脈の状況等の変化あるいは実用化のための調査といったことについて、もろもろの措置を講じてまいったところでございます。

それから、土壌改良でございます。このため、これは甘味資源特別措置法に基づいて北海道のてん菜生産振興地域と並んで鹿児島県、南西諸島、それから、構造改善局長見えておりますけれども、私言いかれた話でもございますので申し上げたいと思ひます。いまのてん菜生産振興地域、そのほか鹿児島県、南西諸島等沖縄県のサトウキビ生産振興地域、これらをいま申し上げましたように、甘味資源特別措置法に基づいて地域指定いたしております。それとともに、従来からの土地基盤の整備を初めとして生産の振興と合理化について、これは個々に項目を挙げますと実に数多くあるわけでございますが、もろもろの施策を講じております。

特にサトウキビの生産地域につきましては、サング石灰等を土台としておりますところのやせた土壌が多いという上に、大気候候的にも湿潤多雨であるといわゆる亜熱帯気象条件で、土壌の浸食が進みやすいというような事情がありますので、ほかの地域にも増して土壌改良が必要であると考えております。このため、従来から土壌改良用機械の導入事業、それからサトウキビ生産合理化緊急対策事業、こういった事業を実施してサン

ゴ礁を排除する。それから深耕、土壌改良資材、堆肥の投入、それらの面での土壌改良の措置を講じてまいっているところでございます。五十三年度予算におきましても、そのほか新しく心土肥培でありますとか、簡易な土地基盤整備でありますとか、これに関連した機械化を推進するといふような対策を種々要求しているところでございまして、今後ともそれらの対策の樹立を期してまいりたいと考えております。

それから、機械化の問題について申し上げます。甘味資源作物については、土地基盤整備と並んで生産振興合理化のための機械化ということも重点に取り上げてまいっておるわけでございます。てん菜の方から申し上げますと、これは育苗段階での機械化を図る。それからてん菜を基幹といたしましたところの合理的な輪作の推進、てん菜生産の機械化、それらを図るためにてん菜輪作作業の輪作管理団地、その育成特別事業でありますとか、てん菜生産安定拡大対策事業といったような機械化の事業を実施いたしております。

それから、サトウキビにつきましても、これは御承知のとおり大変単位当たりの労働時間が多い。十アール当たり百六十四時間ぐらいをまだ費やしているような状況でございます。特に収穫作業が多労かつ過重であるといふような状況でございますので、このため中型の刈り取り機、それから集中脱葉機、これらの施設の開発を図るということを中心として考えております。

それから、サトウキビの収穫機械化の、これは機械だけでは物事は完結しませんで、それをどう運転するか、使っていくかという人間の問題もあつていふので、その研修事業、そういった事業も行つていふ。それから生産改善推進事業によつて栽培とか収穫機械を実際に現地に導入を図る、それから普及を進めるといふようなことも考えております。今後ともこの機械化の問題についても、一層積極的に推進してまいりたいと考えております。

そのほかの事項もございしますが、それぞれ関係局長も見えておりますので、私から概括的に以上申し上げました。

○政府委員(下浦静平君) サトウキビの品種改良につきましても申し上げます。

サトウキビの育種につきましては高糖——これは糖分の高いということでございますが、高糖、多収、早熟、それから強稈、機械化適性といふこれらの諸点を重点目標として実施をしております。九州農業試験場におきましては昭和四十七年に新品種N11、これは沖縄で交配をいたしましたものでございますが、これを開発をいたしましたのでございます。それから昭和五十二年に至りまして株出し性能が非常に高くかつ多収のN12、これは南ア連邦のナタールで交配をしたものでございます。これを新品種に登録をいたしました普及に移してございまして、沖縄県農業試験場におきましても、県単独事業といたしまして進めたい育種事業を昭和五十一年度から国の指定試験に移し推進をいたしておりますが、今後とも国の試験研究機関、それから県の農業試験場とタイアップをいたしまして、十分な努力を進めてまいりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 先ほど大臣がおっしゃった原原種農場ですね、これは大丈夫だろうかという不安があります。確認しておきたいと思ひます。大丈夫でしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは、沖縄へ私参りましたとき、はっきり農業団体また新聞記者会見におきましても公約をいたしましたところでございまして、すでに五十三年度予算の概算要求におきましては用地買収費の予算要求をいたしております。これは予算編成に当たりまして必ず確保いたしまして、これが実現いたしますようにはつきりここで約束を申し上げておきます。

○喜屋武眞榮君 次に水の問題、沖縄は他県といふ点で違ふ面がありますが、もうこの最たるものは水で、水資源を解決すれば沖縄の開発は軌道に乗ると、こう言つても過言ではありませ

ん。ところが、皮肉にも沖縄県は全国で最も降雨量の多雨県である、年間二千三百ミリ、国の平均は千七百ミリですから平均を上回つていふ。日本一雨の多い沖縄が日本一水の不自由な沖縄と、こういう矛盾が沖縄の特殊性ですね。それで、水資源の技術的な問題はもう遠い手の届かぬところの問題もあるのですが、いままぐ言えることは、せめて降る雨を流さないように貯水することとが当面の急務じゃないかと思ひます。

こういう考え方に立つて、大型ダムも大事でしょうが、小型ダムを無数に適當な場所につくつて降る雨を貯水する、こういうことも一つの具体的な問題。次には、沖縄も最近舗装が多くなつております。それから、離島には飛行場がだんだん開発されてきております。その飛行場の滑走路に降る雨をそれを貯水するといふ、ため池をつくるという、こういう切実な問題もあるわけですが、そういう伊江村ではそれが成功している例がある。大きな滑走路に降る雨をためた大きな池を、ダムをつくつていふ。そのような例になつて北大東、南大東その他にもそのようなもので、ひとつせめて降る雨を流さないでためていくということ。これが当面の問題で大事である、こう思ふわけなんです。それに対するひとつ国の施策の手を伸べてもらいたいと思ふわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(森繁治君) 先生御指摘の伊江島のお話、いろいろ離島の場合、それからやっぱり地形等によりましていろいろな対策が必要ではなからうかというふうにお思つておるわけでございまして、伊江島の例も県営の畑地帯総合土地改良事業といふことで事業を実施しておるわけでございまして、要するに先生おっしゃるようなことも含めまして、やはり水資源をあらゆる形で開発をしてまいることが一番肝要ではなからうか。そのために、われわれといたしましては各種の調査を逐次実施をしておるわけでございまして、小型のダムからため池から、それからやはり地下水の高度利用、さらに先ほど食品流通局長が述べ

ました地下ダムの開発という一連の調査を実施しておるわけでございます。そこで調査の整ったものから逐次、たとえば宮良川の着工を初め、興宮の事業等、いろいろ各種事業を実施してまいっておるわけでございます。いままでは調査に相当時間がかかっておるといふことも事実ですが、これから実際に水の資源を開発いたしまして、畑地灌漑の水の手当てをしてまいるといふことで十分努力をしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ、今後の沖繩開発構想の大前提には水の問題を解決せずして沖繩の開発はあり得ない、このような観点に立つてひとつ施策に反映させていただきたいということを要望いたしまして、次の問題点、この法につながる疑問点、それを中心に質問いたしたいと思ひます。

まず第一点は、本法案によつて消費者価格の引き上げをすることにはならないだろうか、こういう懸念が多分にあるわけなんです。業界が消費者価格を引き上げたときに政府としてはどういう手を打たれるのであるか、このことをひとつ。

○国務大臣(鈴木善幸君) 現在の砂糖の消費者価格、これは精糖業界の過当競争、過剰な設備を抱えて大幅なコスト削減を生じておる、また流通面におきましても大変激しいシェア競争と申しますか販売競争が行われておる、こういう中で形成された現在の消費者価格でございますから、私はこれが本場に正常な生産並びに流通過程における条件のもとに形成された価格であるとは考えておりません。端的に言つて、きわめて過当競争の上に形成されたいわば不健全な一時的な価格である、このように認識しておるわけでありまして、そういう観点からいたしますと、今回の法改正によつて精糖業界の体質が改善をされ、また過当競争等も需給計画の目安の中でこれが正常な姿で行われていく、そして生産費というものが安定的に確保される、こういう姿になり、また販売面においても無理な乱売競争等がなくなつて秩序のある販売がなされていくということになれば、ここで私

は、消費者には量的にも価格の面でも安定した姿の消費者サービスができる、こう考えておるわけでございます。そういう意味で、私は今後この法律の適正な運用によつて、長期的に見た場合においては消費者の利益に沿うものである、安定的に量も供給をされ価格も安定したものになる、こういう考えでございまして、ぜひそのように進めてまいりたい。また、この法律の運用に当たりましては、十分消費者の立場というのを配慮しながら適正な運営を期していきたい、こう思ひます。

○喜屋武眞榮君 ぜひそれを見守つていただきたいと思います。

次には、本法案によつて労働者の解雇というところが最も気になる一つであるわけですが、その解雇が生ずるおそれが多分にあると見た方がよいと思ひますが、この場合に雇用をどのように保障していけるのか、その対策あるいはそれに取組む構えですね、これをお伺ひしたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私は、精糖企業というのは御承知のように装置産業である。それからまた、これが各地域に分散をされておるその地域を對象とした供給圏というものを持っておると、こういうような非常に特殊な産業である、このようにとらえておるわけでございます。したがいましめて、この需給計画の目安が立つて、その中で過当競争等が抑制をされ、また、企業の体質合理化も進んでまいり。そういう過程において、直ちに設備の廃棄等がすぐにでもなされるかどうか、私はそのようには考えておりません。各企業にはそれぞれの特殊な事情を抱えておるわけでございますから、私は相当時間をかけながら業界の構造改善、体質の改善合理化と経営の合理化といううなものなされていくものである。また、それを進めるに当たりましては、各企業内において労使の間で十分ひとつ話し合ひをいたしまして、そういういま御指摘のように失業問題、雇用不安というものができないようにやつていくことを期待をしておりますし、農林省としてもそういう観点に立ちまして業界の指導に当たつていきたい、こ

う思つております。

なお、共通の労使間の問題につきましては、精糖工業会と労働組合の組織との間で、共通問題については十分これも話し合ひをルールも確立をして労使の関係を円滑にしていけるように、こういうことが必要であると、こう考えておりますし、農林省としてもそれに努力をしてまいりたい、こう思つております。

○喜屋武眞榮君 次に、商社の支配関係を政府はどう見ておられるかと、こういう立場から――なぜ私がそれを申し上げるかといふと、どの工場も商社がほとんど投資をしてゐる。そうしますと、商社による価格支配のおそれが多分にあるのではないかと、来るのではないかと、手放しでいきますと。商社が利潤を追求するため労働者や農民を犠牲にして業界を私物化するようなことがあつては絶対にいけない、こう思ふわけなんです、そういう点から商社の支配関係が非常に私は重視されなければいけない、こう思ふわけなんですけれども、大臣はその点いかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 商社と精糖企業の間には、いまだで原糖の輸入を商社がやつてきておる、そしてその輸入したものを精糖企業にこれを配分をしておる、売り渡しておる、こういうような関係がございまして、だんだん商社と精糖企業との間に非常に深い関係がそこに形成をされてきたといふことは事実でございます。特に最近、過当競争等がなされて大幅にコスト削減を生ずるというふうな状況下になりまして、いわば商社金融に依存しなければならぬ面がだんだん大きくなつてきた。そこで、ますます精糖企業が商社の系列下に入つていく、商社の影響支配というものが強まつてきたといふ事情は御指摘のとおりでございます。私は、まずそのために、今回の法律の制定を契機に精糖企業の健全な経営がなされる、ふういう基盤が確立をするといふことによりまして、商社との関係も自主性を持った関係にこれを改善をしていくという必要がある。また、商社金融だけでなく、正規の金融機関等からの融

資、運転資金等の融通によつて企業の独立性、自主性というものを確立するようにしていくことが絶対に必要であると、このように考えておるところでございます。

○喜屋武眞榮君 わかりました。

労働者の解雇につながる不安、雇用不安というのは、これは全精糖労働者の、日本全体の問題であります、特に私はこれと関連して、沖繩のまた特殊事情という立場からぜひ申し上げておきたいことは、沖繩の失業問題は全国にも例のない非常に深刻な問題がある。たとえば日本の完全失業者は百五十万人、失業率が一・九％、沖繩の完全失業者は二万九千人、この失業率は七％になつておるのです。まさに全国平均の三・五倍であります。このような深刻な沖繩の失業状態というのは、もちろん不況から来た、あるいは海洋博の後遺症から、それから基地労働者の一方的な首切りですね、解雇、こういうものが輪をかけてこのようになつてしまつて失業率になつておるわけなんです。このこととの関連におきまして、さらにこれに輪をかけるようなことになりまして、さういふ、いよいよこれは大変なことになります。さういふことで、政府とされましても、労働大臣も閣議でも訴えておられる状態もある。で、特別対策会議を持たなければいけないという、こういう動きもいま政府にもあるわけなんです、関係省庁で、こういう特殊な事情にさらに輪をかけるようなことがあつては大変である。さういふ、その点に對する大臣の御見解をお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 沖繩県における失業問題、失業率は内地に比べて非常に高い水準にあるといふことを私も承知をし心配をいたしておるわけでありまして、その原因につきましましては、いま喜屋武先生が御指摘になつたいろいろな要因があるように思ひます。

私は、沖繩における工場誘致等の問題もありましようけれども、何といつても私は、沖繩は農林畜産業で労働力を生産面に生かしていくというこ

とが、これが一番實際的な実効の上がる方策ではなからうかと、こう考へておるわけでごいいます。私は、ああいう亜熱帯性、海洋性の風土の中ではありますけれども、厳しい条件の中ではあるけれども、やはりそこに適したところのサトウキビ、あるいはパイナップル、あるいは肉牛を中心とした畜産あるいは漁業、そういういろいろの面で沖縄県の農林漁業が今後いまの労働力をそういう面に生かして、そして失業問題も解消すると同時に沖縄の農林漁業の振興を図る。そういう方向に向かつて、農林省としても、労働省あるいは沖縄開発庁その他の関係省庁と十分連携をとりながら、農林漁業を中心とする沖縄の雇用の安定、農業の振興と、そういうことにあらゆる施策を傾けて努力してまいりたい、こう考へております。

○喜屋武眞榮君 最後になりますが、沖縄には特殊なケースが多いわけですが、たとえばこの糖業問題にしても、いま国策の面では糖業の過剰設備とか、こういった問題が浮き彫りにされつつあるわけですが、ところが増設しなければいけないという、こういうまた特殊な例が沖縄にはあるわけなんです。それは久米島製糖工場の設備増設、どうしても久米島のいまある製糖工場の設備増設をしなければ今期の製糖、あるいは来期の製糖が大変なことになる。こういう実態があるわけなんです。

実情を申し上げますと、久米島製糖工場の実態は——久米島は仲里村と具志川村からできておる島でありますが、五十一・五十二年の製糖期は、これは二カ年に製糖はわたるわけですが、収穫面積が八百五ヘクタール、それに対して生産量が六万三千五百トン、そして反収が七トン五百。これに対して工場能力は五百トン。ところが、五百トンの能力に対して、実績は五百八十トンの実績をしておるわけなんです。そして稼働日数が百四日。これが五十年から五十一年。それが五十一年から五十二年になりますという、収穫面積が九百三十八ヘクタールにふえております。反収もふ

えております、八トン三百に。ところが、設備は依然として五百トン、実績が五百五十六トン、稼働日数が百四十日。五十二年から五十三年、すなわち今期であります、これは予定でありますけれども、収穫面積が千二百ヘクタールと増強しております。それから生産量が八万九千六百九十九トン、反収が八トン百キロです。工場能力は依然として五百トン、実績が五百五十六トン、そして稼働日数が百六十日。こういう異常な現象を呈しつつあるわけなんです。

このために製糖日数が長引くということは、そのブリックスにも影響するわけなんです。製糖日数は百二十日が理想的であると言われておりますが、それを超えますという、先ほど申し上げたようにブリックスの低下につながる。せっかくつくったサトウキビがブリックスが落ちる、こういうことになる。それだけではありません。肥培管理、それから後作への悪影響に關連して次々と連鎖反応が起こるわけなんです。こういう実情を踏まえてどうしても設備増設をしてほしいと、こういう強い要望があるわけなんです。

そこで、この要求は生産農家だけの要望ではなくて、その団体の農家ももちろん、工場も。で、果に問ひ合わせましたら、県当局もこれはどうしても増設してやらなければいけないというこの一致した意見であるわけなんです。今期は間に合わぬわけですが、来期に備えて、ぜひこの久米島製糖工場を増設して拡張してもらうように要望したいのですが、大臣いかがでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) いま具体的な数字を挙げて喜屋武先生からの御指摘、私どもも大体久米島の実情をそのように承知いたしております。生産農家の意欲が高まっているというところから生産基盤の整備も進んでいるというところから増産が図られていく。こういう増産されたものをどうやって受けとめるかというところになりますと、現有設備をフルに活動させる、それから操業日数、時間を延長させる。それでも足りないときどうするかという問題になるわけですが、せっかく増産さ

れるものを、これを抑制するとか、あるいはほかの島へ持っていくということとは、これは現実的ではないと思ひます。

いま御指摘ありましたように、本当に一致して、それから県の意見もそうであるというならば、私どももいずれ設備増強の申請が出てくるのではないかと思ひます。一般的にはもちろん過剰設備の問題が深刻でございますが、こういう島の問題としては、私どもそれらの意向を重視して適切に対処してまいりたいというふうに考へております。

○喜屋武眞榮君 よろしくお願ひします。

○委員長(鈴木省吾君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後一時四十分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案を議題といたします。休憩前に引き続き、本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひします。

○川村清一君 本法案の審議につきましては、今まで各会派の委員から相当長時間にわたりました。広範な角度から質疑が展開されてまいりました。そしてまた、参考人の意見も承ったわけでございますが、私自身といたしましては解明されたい点をたくさん持っているわけでありまして、しかし、時間等もございせんから、与えられた時間内におきまして若干基本的な問題についてお伺いをいたしたいと思います。

主に大臣の御答弁をお願いするわけであります。まず第一点は、豪州糖の輸入の長期契約と政府の行政責任との関係でございます。この点につ

きましてわが党の丸谷委員からいろいろ質問がなされたわけでありまして、政府側の見解といたしましては、豪州砂糖輸入の長期契約については元来これは民間の自由なる商行為である、それに基づく契約であるので政府はかわりない、とおっしゃっているわけでありまして、私は、この日本政府とオーストラリア政府との間に交わされた交換公文を見ましても、一切かわりないということはこれは考へられない、当然かわりがある、かように断定せざるを得ないのであります。

説む必要もありませんが、大事なところを言いますと、オーストラリアの方の書簡によれば、「今後五年間に亘り最小限六十万トンの粗糖供給に關する民間契約が締結されましたが、」として最後の方に、「日本政府が上述の契約に關して考慮されている措置につき通報していただけではないであります。」と、こう結んであるわけであり

ます。これに對しまして日本側の書簡は、日本政府によりすぐとられる措置として、「輸出入取引法に基づき豪州糖の輸入カルテル結成の承認」「平均輸入価格の算定に關し砂糖価格安定法施行令の一部改正」、こういう約束をいたしました。最後に「日本政府の希望と合致するものであります。」と結んであるものであります。この文章に照らしまして、政府の行政責任が全然ないとはこれは考へられないし、この責任を明らかにする必要があると思ひます。

そもそも、この法案を制定しようとする意図は那辺にあるか、根本的な要素はどこにあるかというならば、言うまでもなく、豪州砂糖の年間六十万トン、五年間にわたる長期契約、この契約は民間の契約であります。そしてその契約の主体は三井、三菱の大手、これを主体とした大手商社であることは言うまでもないわけであつて、彼らもうけようという考へでこの契約を結んだのであります。ところが、契約を結んで一、二年たないうちに国際糖価というものが大暴落をした。そこで大損害を受けるような羽目になった。これを何とかしてもらいたい。つまり、豪州糖の輸入契

約によるその問題のしりぬぐいが、この法案制定の基本的な要素になっていることは、これは否定できないと思うわけでございます。したがって、当時政府は、日本政府の希望と合致するものであると言ったことは妥当な処置である、かように考えておたわけでありまして、直接政府の責任がないとしても、行政指導に誤りがあるとか、あるいは需給の見通しに誤りがあったとか、こういうような指導責任、行政指導の責任を否定し免れることはできないと私は考えておるんであります。これに対して農林大臣の御見解を表明していただきます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 御承知のように、あの豪州糖の長契を行いました当時、あの当時は砂糖はもとよりでありまして、いろんな原料資源につきましては国際的に資源問題が非常にやかましい時代であったわけでございます。わが国の国情からいたしまして、資源の確保、入手ということにつきましては、あの当時政府としても民間と協力をしましてできるだけのことをやろうという積極的な指導方針のもとに取り組んだことは、御承知のとおりでございます。その一環としてこの砂糖も重要な食糧でございますので、国産糖の生産の足らざるを、これをどうしても長期にわたって安定的に確保したい、こういう基本的な取り組み方で業界を指導したということは事実でございます。ただ、契約の具体的な価格を幾らにするか、あるいはそれを固定価格にするか、あるいは契約の条文、たとえば留保条項を入れるとか入れないとか、そういうような契約の内容、価格等につきまして政府が直接、これは商取引のことでございますから、これに介入、指導したというようなことはございません。

ただ、川村先生御指摘のように、政府が、私申し上げたような食糧資源、これを長期にわたって安定的に輸入をしたい、確保したいというその基本的な方針に沿うものでございますから、これがうまくいくようにという観点で指導したという指導責任というものは、これははっきりあるわけ

でございます。その結果といたしまして砂糖が半年足らずの間に急落をしたと、それに伴っている国内の精糖企業の中で問題が出てきたわけでございます。

当時は、これは非常に有利だということで、何とか豪州糖の配分を多くしてもらいたいということとで各社でそれぞれやったようでございますが、おのずからそこには三井、三菱等が主体になってやりました関係もあって、その他の商社並びにその系列にありますものはその配分にあずかることが薄かった、あるいは配分の外に置かれた、そういう状況、そして砂糖の国際価格が急落をした、そこに非常に原糖の輸入価格についてのアンバランスが出てきた、これが精糖業界の過当競争に拍車をかけた、この機会にシェアを拡大しようというふうなことになる、そういうようなことが私は結果的に精糖業界全体として大幅なコスト割れを生じ、また流通面における乱売競争というふうな事態も現出するように相なったと。

それがひいては今日精糖業全体として経営の極度の悪化、そして一部においてはそれが倒産あるいは雇用問題、失業問題等ということにも相なってきた、こういう結果につきましては、政府としても、砂糖行政を預かる立場からいたしまして、農林省としては、やはりこれに対して対応をするように努力をするということとは当然のことでございます。まして、今回このような法案を提出いたしましたし、秩序の正常化、そういうことを図っていく、こういうことにはいたしたわけでございます。

全体としてやはり砂糖行政を預かる農林省としては、私は行政責任というものを感ぜまして、そういうふうな努力、対応をしておるということを御了承をいただきたい、こう思うわけであります。

○川村清一君 質問の第二点としてお伺いいたしますが、砂糖の国際的な需給の動向に対処いたしまして、砂糖供給の安定が確保されるためには、何といつても国内糖の自給力の向上、これが絶対

的な要素であることは言うまでもないことであります。政府は、国内産糖の拡大、自給率の向上を最大の施策とするということをもいつても何回も言っている。しかし、現状におきましては自給率は二〇%を割り、輸入糖が八〇%以上も占めておる。この現状を分析してみれば、政府の施策は常に言うことと一致しておらない。まあ有言不実行とまでは言わないが、てん菜、サトウキビ等、甘味資源の生産増強のために土地基盤整備、あるいは価格対策等について毎年毎年の委員会や論議されておる。われわれの立場から言うならば、生産農民の生産意欲を盛り上げる生産増強のための施策が積極的に強力に行われているとは思えられないわけでありまして、政府の言っていることと行っていることと、大きな乖離があることが明らかであります。

したがって、砂糖の安定供給を図るために、国内甘味資源作物の長期生産目標を定めて、その目標達成のために必要な生産対策、価格対策、これを整備強化しなければならぬ、こう思うわけであります。このことはいま初めて言うことでありまして、毎年毎年政府とわれわれとの間に議論されていることなんです。この法案制定の機会に、一層ひとつ政府は心を新たに五十三年度予算の中にこの実現のために強力な施策を盛り込むことを強く要望するわけであります。これに対する農林大臣の御見解を承りたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 甘味資源の生産振興、そしててん菜あるいはサトウキビ生産農家の経営の安定、これを図ることが甘味資源の自給力を向上させる最も基本的な問題でございます。そのためには、いま御指摘がありましたように、価格対策あるいは生産対策、構造対策、そういう面を総合的に力を入れてまいらなければならないわけでございます。

今日まで、てん菜におきましてもサトウキビにおきましても、私ども北海道におけるてん菜は畑作輪作の面からいっても基幹的な重要作物であると、こう考えておりますし、また鹿児島県、南西

諸島及び沖縄においては、ああいう気候風土、地質条件その他から見まして非常に大事な作物でございます。そういうような重要性を認識をいたしまして政府としても努力をしておるところでございます。すけれども、おしかりがございまして、その生産性の向上、増反というものが私どもの期待に反して一進一退、あるときはむしろ減退をしておるというふうな状況の推移をたどっており、これも否めないところでございまして、この点はきわめて私どももその施策が十分でなかったというふうな点についても反省をし、今後そういう点も踏まえまして、価格の面その他の諸施策につきまして今後とも努力をしてみたい、こう考えております。

○川村清一君 次に、砂糖の需給見通しを策定する需給協議会を設置する、このことについては政府としても御異議がないようでございます。そこで、私はこの需給協議会について政府の御見解をただしておきたいわけであります。

この需給協議会なるものの構成について、政府はどのように考えているか。そして、この需給協議会が持つ機能について、政府はどのような機能を持たせようと考えているのか。問題は、ここでつくられるものが実質的に需給を規定する指標となるものであるから、したがって、国内産糖、消費者価格に及ぼす影響との調整をどう図っていくのか、それから、精糖企業労働者に及ぼす影響が十分検討されていくのかどうか、こういう問題点があるわけであります。各関連分野の声を民主的に反映できるような構成にしていけるべきであるとは考えるわけであります。政府の考えていらっしゃることをひとつお述べいただきたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) この需給協議会、これは、ぜひこれを設置をいたしまして需給の安定が確保できるようにいたしたい、こう考えております。が、御承知のように、甘味資源の振興諸施策の問題につきましては甘味資源審議会がございまして、いろいろ生産振興その他それをめぐるところの諸問題について審議する審議会が一方におい

であるわけでございます。したがって、今回設けようとする需給協議会というのは、主として需要に見合ったところの国内産糖、これがまず先行するわけでありますけれども、その足らざるところを輸入によって確保し、需給の均衡がとれるようにそれを進めていく、こういう点が需給協議会の主たる仕事になるわけでございます。したがって、それに関係するところの各方面の代表的な方々、それに学識経験者等を入れて構成をいたしたい、このように考えております。

○川村清一君 ただいまの大臣のお答えの中で甘味資源審議会のことにお触れになりましたが、甘味資源審議会にもっと広範な強力な機能を持たせるべきではないかという御意見もいままでの審議の過程の中であつたわけであります。しかし、私どもの立場から言ふならば、それをするならば甘味資源特別措置法を法律改正をしないか、なければならぬ。これは別人格のものでございまして、したがってこの糖価安定法に基づくところの需給調整機関として、これを法律改正しなくとも持てるのではないかと御意見を伺つてゐるんです。そこで、できるその需給協議会なるものは、いま先ほど私が申し上げましたような強い構成、そしてそういう機能を持たせるような強力な需給協議会をつくつてもらいたいということを強く要望しておきます。

その次の質問として体質改善の問題であります。農林省は本法案の施行と並行して精糖業界の体質改善を指導する意向を明らかにされております。そこで、その見通しについて伺ひたいのであります。今日までの各委員との質疑あるいは参考人の意見でも述べられましたように、今日の精糖業界の実態というものは、その資本構成において、役員の人材において、金融、原料供給、そして製品販売と、精糖企業の活動のあらゆる面で大手総合商社の支配が進みまして、企業の主体性は全く失われていると言つても決して過言ではないと私は考えるわけであります。そこで、この現実を無視して精糖業界やそこに働く労働者の意

向を反映した体質改善が実現される可能性があるのかどうか、きわめてその可能性が低いんではないかと私は考える。

そこで、ここで確かめておきたいことは、本法の有効期間三年間でこの体質改善を指導することのできるかどうか、その見通しはどうか。もし、できないとするならば、本法が失効後においてもこの考え方で強く指導に当たられるかどうか、これを確かめておきたい、それから体質改善を進める指導を行う際に、現在大手商社主導型で進められている業界再編成を一層進める方向をとっていくのかどうか、現在のような形の中で業界再編成をしようとしておられるのかどうか、それとも大手商社の不当な介入を排除して精糖業界レベルでの主体的な体質改善を進めていかれようとしておられるのか、この点を明らかにしていただきたいのであります。これを間違えなければ、三井物産、三菱商事、そして日商岩井、丸紅、伊藤忠、これら大手商社の系列に集約されてまいりまして、精糖業界というものが全く寡占体制からしまいに独占体制に移行していく、そういう危険性を多分にはらんでおる。政府はこういう寡占体制を構築しようとしておる、こういう大手に手を貸すようなことが断じてあつてはならないと、かように考えて私はお尋ねしているわけであります。大臣の御見解を承りたい。

○国務大臣(鈴木幸吉) 御指摘のように、現在の精糖企業は商社との関係が非常に根深いものでございまして、もつと端的に申し上げると、商社の系列下にそれが組み込まれておるというような実態にさなりつたものであるわけであります。これは原糖の輸入を商社が行ひ、これを精糖企業に供給をしておたわけでございまして、それが精糖業界の過当競争、過剰設備その他乱売競争、まあいろんな面からいたしまして、大幅にコスト割れの状況になり経営が極度に悪化しておる。そうすればするほど、いよいよ商社によって商社金融でそれが一時支えられる、あるいは原糖の供給に対する代金の支払いも滞りがちであるというやうなこ

で、いまのような状況が出てきておるということ、これは否定できないところであらうと思ひます。

そこで、今回の法改正を行うことによってこの過当競争、過剰設備、そういうやうなところ起因するところのこの業界の体質を変える、そうして正常な水準に生産費を安定をさせる、こういうことによつて精糖企業の基盤を正常な姿に持つていくということが、私どもが考えておるわけでございまして。そうすることによりまして、私は商社からの不当な行き過ぎた支配、影響というものを排除をして、精糖企業の自主性、自主性によりまして今後精糖企業が健全な方向に進んでいくという、そういう精糖企業中心の自主的な基盤整備、構造改善というものをすることによつて、私は初めて商社金融等に依存しなくともノーマルな姿での金融機関からの融資等も受けられる、そういうやうな方向に持っていきたい、いま商社によるところの寡占体制なりそういうやうなことがあつてはいけないということに對しまして、私どもはそういう方向によつて精糖企業の再建を図つていきたい、このように考えておるところでございます。

また、今後の構造改善を進めるに当たりまして重要な問題は、労使の関係でございます。これは、企業内部における労使間の話し合いはもとより、あるいは精糖工業会等、あるいは労働組合との、中央団体との共通問題についての話し合いも行う、そういうやうな形において、民主的な方法、意見の集約によつてこの精糖企業の健全化が進められるように農林省としてはそういう方向で指導してまいりたい、こう思つております。

○川村清一君 大臣のお答えの中になかつたことは、この法律は三年間の時限立法でございまして、三年経過、つまり法律が失効した後にいっても、いま大臣がおっしゃつたやうなそういう基本原則に基づいて、業界の体質改善のために全力を尽くされる御意思があるのかどうかということでありまして。これは、これからの質問の後に答えて

ください。

ただいま労使の関係についてお触れになりましたので、私は労使の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

この企業の体質改善が政府の指導で進められていく際に最も重要な内容となるのは、ただいま大臣も触れられました、雇用、労働条件に關して労働組合と業界団体との話し合いの機会がないというこで、これは問題になりません。今日までの政府の御答弁を聞いています限りでは、政府が労使の問題に介入することは適當でないという立場を固持されております。原則的にはそれは正しいと思つております。しかし、体質改善が円滑に行われるか否かは、一にかかつて労使の話し合いにかんにかかつておると言つても決して言い過ぎでない私は考えておる。農林省と精糖業界とが体質改善の具体的な方針を立てて、もしこれに意見があるならば、労働組合はその所属する企業の経営者と交渉すればよいではないか、こういうやうなことをおっしゃつておるやうであります。これは余りにも理解が足りない無責任な言葉であると思つておる。

その根拠は何かと言ふと、第一には個別企業というものはその背後にある大手商社、銀行資本の強大な影響を受けておる。したがつて、個別企業の経営者はすでに当事者能力を失つておる、こう言つても差し支へはないのではないかと申すわけであります。したがつて、体質改善の具体的な方向が業界レベルで決定して、個別企業がその実施段階で組合と交渉を行ったところで、基本的な方向が変更していく余地はないと私は判断しております。したがつて、体質改善を進めるに当たつては、労働組合といわゆる業界レベルが随時協議できる場をつくるということが絶対に必要である、こう私は考えておる。これに対する御見解をお聞きたい。

○国務大臣(鈴木幸吉) 先ほどの答弁で欠落をした分をまず申し上げますが、今回の法改正によつて三年間の間に精糖企業の現在の経営の過当競

○國務大臣(鈴木善幸君) これは、川村先生の御所見ではありますけれども、勇氣の問題ではなかに、砂糖は御承知のように自由化された品目でございます。しかも、國際的に非常に関心の深いで要食品であるわけでございます。そういう中にたきまして、これに需給の均衡が保持できるよきに、そして過当競争等も是正できるように、こういうことでございまして、今回の法案も糖安法基礎にいたしまして、自由化された中において、いっぱいのがりぎりの線でいまの臨時特例を設けることにいたしましたわけでございます。これを真正面から一元輸入をする、あるいは輸入の規制するということ等になりますと、いろいろなガツ等との関連その他もございまして、非常にむづかしい問題があったわけでございます。そういうような観点からいたしまして、今回の措置は、諸般事情から見てこれが私どもとしてはがりぎりの処策であると、このように考えておりますので

これを畜産振興事業団等のように一元輸入をするというような措置は非常にむずかしい。この法案の適正な運営を通じて所期の成果が上がるように善処してまいりたい、こう考えております。

○藤原房雄君 同僚委員から各方面にわたりましたの質疑がございまして、公明党といたしまして、生産者の立場、また消費者との関係、これらの問題につきまして今日までいろいろたてまつたわけでございます。私は、わずか三十分か四十分しか時間が与えられておりませんので、たくさんいろいろな問題についてお話ししたい、このように思っておたわけでありまして、総括的に二、三点にしぼってお伺いしたいと思ひます。

まず、糖安法そのものについてでございますが、この問題については後から申し上げますけれども、砂糖というのは、何といひましても国民生活に重要なものであることは論を待たないことだと思ひます。それだけに、砂糖に対する行政のあり方というのは非常に慎重でなかならぬ、こういうことは今日までもいろいろ言われてきたわけでありまして、いろいろな取り巻く諸情勢というのは非常に複雑でございまして、投機的な要素があるというところも私も十分に理解をいたしておるわけでありまして、ちよつとこのところを見ましても、輸入制限の時代から自由化の時代、三十八年ですか、それから三十九年には甘味資源特別措置法、四十年に糖価安定法ができました。また日豪の長期協定、そしてまた今日の協定の改定とか、このたびの臨時特例法とか、こういうように非常に大きな投機的な要素もありませんが、そういう客観情勢ももちろんあるのですけれども、砂糖行政というのは、そのときそのときに非常に右に左に、右左か上下か知りませんが揺れ動いておるという、そしてその処した対策というものが、根本的な解決とかそういうものじゃなくて、やはり次の新しい問題、大きな問題をまた惹起するといふ、こういうことを繰り返してきておる。こういうことから、四十年にできて、今日またここで特例を設けるということになったわけであ

りますが、少なくとも四十年にできてから十二年の経過を見たわけでありまして、そして四十八年、四十九年のあの異常な事態を経験をいたしたわけでありまして、これらのものを踏まえてこのたびのこの特例法というのは、こういうものを反省した上に立つた根本的な解決法といひますか、こういうものを目標しながら、一つの考えの上に置いた、しかも時間的な問題もあつてこのたびはこういう処置に出る以外になつたといふ、こういうことなのかどうか。

さらにまた、当然これは精糖業者を初めとする商社、そういう方々に対するいろいろな問題でもありますが、それとともにやっぱり消費者という立場も忘れてはならぬことでもございまして、こういう消費者の立場というものを念頭に置き、非常に移り交わりの激しいこういう商品であるといふことと等考え合わせた上に立つてのこのたびの特例措置の法案となつたのかどうか、そこらあたりの見解をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 砂糖を取り巻く条件といふものは、価格がまず一番大きく変動するといふことがございまして、価格だけでなく全体的な事情、国際的な情勢も年々大きく変動いたしまつて、国際的にもそうでありまして、国内的にもやはり変動する事情が多々あるわけでございます。行政はそれを反映して、右に左に言われたわけでございますが、それなりに対応をした措置をとつていく必要があるといふことで、御指摘のように、三十八年自由化以来それなりの、そのときどきの措置をとつてまいつたわけでございます。ところで、今回の措置は、そういうそのときどきの措置といふことで、全般的な何か基本的な制度を見直しするための一つの前提なのかという御質問かと受け取りました、今日におきましては、いろいろ新しい問題もたくさん出てまいつております。中に、基本的な制度自体について検討を要するのじゃないかといふような問題、あるいは御意見も承ることはあるわけでございますが、私も現在の段階では、現行糖安法の仕組み、制

度でこれはやっていけるという基本的な考え方を持っております。

ただ、今日の現在の状況からして、過当競争が余りにも激しい、企業努力による合理化といふものも進まない、さらに豪州糖の事情といふものがそういう問題に大きく影響しているといふようなことを考えますと、この際、ともあれこういう手段によつて需給調整を図る。そのことによつて後のルールといひますか、基盤を整備されるといふふうに考えているわけでございます。基盤を整備されるならばまた正常に復するといふことを考えているわけでありまして、先々のことを議論すれば、確かにそうやつた後で完全に全く問題がないといふこともあり得るやうなところではないかと、むずかしい問題いろいろあるのではないかと、この措置でもつて何とかやつていける、この措置をやることによつて業界の正常化が期待できるという考え方のもとにこの特例法を出しているわけでございます。そういう段階におきまして、これが基本的な制度改正の前提であるとか、基本的な制度改正を考えているといふような考え方はございませぬので、その点はひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○藤原房雄君 それから、この特例法によりまして一番私ども関心の深いのは、やはりこの適正生産コストといふやつをどう見るかといふことや、それからこの需給量といふものをどう見るかといふこと、それからあたりにだんだん集約されるのじやないかと思つたわけでありまして、最初に一般的に、今回のこの法案による適正生産コストを大体一キロ当たり百九十五円といふように言われているわけですが、農林省がこの適正生産コストを算出する根拠といひますか、具体的にどういふことで算出なさるのか、まずその点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 生産費のコストというのは、原料の入手価格に経費を加えてございまして、砂糖の場合は若干複雑に

なっております。輸入糖の場合、国際価格あるいはそのときどきの決めた価格でもつて原糖を入手する、この価格が合理化目標価格より低いときは、現在の糖安法の仕組みに従ひまして、安定資金あるいは調整金といふものを納めることになつております。これは事業団売買、瞬間タッチの売買を通じてその際に事業団に納めることになつております。さらに関税を納める、そういうことによつて原糖の入手価格といふものが決まります。この原糖の入手価格、これは歩どまり換算をする段階がございまして、歩どまり換算をいたしまして、精糖にしますための加工経費、さらに加工してでございまして精糖を売り渡すための販売経費、これらを加算することになるわけでございます。その加算してでございまして製品の価格にさらに消費税が加わるということ、最終的な総コストができることになりまして、その総コストがいわゆる平均生産費ということになるわけでございます。

現在、原糖の価格、これは半月ごとに国際相場の変動等を見て平均輸入価格といふのを決め、それに基づいてそれぞれの安定資金なり、調整金なり、あるいは関税なりが算定される。そして原糖の価格が決まるわけでございますが、その半月ごとに若干の変動がある。これをベースにいたしまして経費が加えられる。経費につきましては、今日トントン当たり合計で四万八千八百四十四円という固定した年度の見方をいたしておるわけでございます。内訳は、製造経費でありますとか、販売経費でありますとか、金利でありますとか、その他もろもろの費目があるわけでございますが、これらの合計がトントン当たり四万八千八百四十四円、キロ当たりにするといふと四十八円八十一銭ということになります。いま申し上げました原糖の価格に経費を加え、最終的に消費税まで加えた価格がキロ当たりで百九十五円と、こういうことになつてい

それは百九十五円より若干また低くなつていく。逆に、国際価格が上がつて原糖入手価格が上がるということになれば、若干上がつていくことになるわけでございます。そういう計算の仕方でもって平均生産費ははじいております。

○委員長(鈴木省吾君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま青井政美君及び山内一郎君が委員を辞任され、その補欠として三善信二君及び山本富雄君が選任されました。

○藤原房雄君 いまのお話にもございましたけれども、やはりコストを形成する根本的な要因というのは原糖の値段ですね。これが大きいウェイトを占めるだろうと思ふんですが、いま一番論議になつております豪州糖、これを中心にして考えますと、現時点で豪州糖を多く抱えている企業とそうでない企業では、赤字が多く出るとか、金利の問題とか、こういうことが出てきて、これを上乗せする企業とそうでない企業とあるわけですから、豪州糖の相場として、今後の推移に對して農林省当局としてはどういふふうに見ているかということ。

それから、豪州糖によりまして多くの借財をした、その金利を払わなきゃならぬ。こういうことになりまして、非常に企業によつては負担が多くなる。現在卸売価格、生産コストで一キロ大体百七十六円から百七十七円前後だと言われているわけですが、こういう中では、やはり安定した経営のできているところもあるわけですね。この法案は時限立法で三年ということになるわけですから、現在でも安定的にやっているとすると、そうでない大きな負債を抱えて、しかも金利を上乗せしながら企業経営しなけりゃならぬ企業とあるわけですから、三年の間にこういう格差というものを縮めるなどということはなかなかこれは大変なことだと思ひます。

には言えないのかもしれないけれども、三年たつたときにこれがどういふ形になるかということとは非常に大事なところだと思ふんですが、それとも、やっぱりそれぞれの企業の力によつてシェアの拡大競争というものが私どもとしては一番危惧される点、こういう点について農林省ではどういふふうに見通されていらっしゃるのか、その点ちよつとお伺ひしたいと思います。

○政府委員(杉山克己君) 生産費に及ぼす要素として原糖の入手価格、この格差が大きく企業間の格差になつてあらわれるのじゃないか、それはそのとおりだと思ひます。その点、豪州糖の負担を多くしよつていられるところはコスト的に見て不利にならざるを得ない。ただ、企業間の格差というのは、豪州糖に基づくものももちろんありますが、その企業の操業率でありましてか生産性、その他経営の上手下手、いろいろ要素がありまして、それなりにやはり企業間の格差はあるわけでございます。一般的に大きいところ有利のようにも思ひますが、必ずしも実態はそうではなくて、中小でもかなり業績を上げていられるものもあるわけでございます。格差は確かにまちまちでございます。

ただ、豪州糖の負担をしようとしているものはそうでないところと比べて、これはコスト上不利であるというところは間違いない事実でございます。この格差は決して小さくありません。大きなものでございまして、今回の豪州との価格改定交渉によりまして若干なりともそれを縮めることができていられるわけでございます。それから絶対額で縮めるのと同時に、残る引き取りを三年間で行うべきところを四年間にこれを薄めるというやうなやり方もとつておりまして、単位当たりのこの期間における負担の程度は下がるというところもあるわけでございます。それから、豪州糖が価格が高いといふことの事情を配慮いたしまして、現在の糖安法の仕組みの中で調整金の徴収を免除しているといふ

ような政府措置も一部あるわけでございます。これらのことを考えますと、豪州糖負担はまあ若干残るものの、かなりこれに基づいて格差は改善されると思ひます。それから、現在百七十四円そこそこの市価、相場といふことになつておりますが、その価格でも何とか経営を安定的にやっているとありますが、これは若し経営条件の悪い、もう赤字でどうにもならないといふようなところに比べればの話でございます。そして、この百七十四円見当の価格水準で決つて十分採算がとれて健全な企業経営ができていくところも含めて、いま少し市価、価格の維持回復といふことは必要だろうといふふうに考えております。

いま一つ、回復を考へる場合、私も平均生産費水準百九十五円といふやうなことで考へていられるわけでございますが、このことによりまして、豪州糖の負担を抱えている企業はいまの市価との差額、これが余りにも大きいのに比べれば、この面でもかなり改善が図られる。なおかつ豪州糖格差の残るものもございまして、あと三年なりあるいは四年なりという期間の問題でもございまして、その間の企業努力によつて少ししんばうしていただくといふことで、何とかその点はこなしていけるのじゃないかといふふうにも考へるわけでございます。

○藤原房雄君 ずいぶん楽観的と言ふか、私も各企業の実態を全部調べ上げて云々しているわけじゃないから、ある程度の資料はありますけれども、しかし報ずるところによつて天国と地獄の差があるといふことまで報道されておられるのに、いまの局長の話はそうじゃないという、それほどのことはないとこのやうなやうですが、もともととやうか、その差といふものは、いすれにしましても、この法律をつくつて処置をしようといふわけでありまして、やつぱりその実態といふものはひとつの確に見ていただいて処置をしていただ

たい、こう思ふわけですが、それから、通常の輸入量ですね、需給協議会等を設けて云々といふことがございます。衆議院の附帯決議もございまして、私もやつぱり輸入量といふのは需給バランスをとるといふことは非常に大事なことだと思ふわけでありまして、今度この法案ができれば、この通常輸入量といふものを設定してその枠を超える分については一年間据え置くといふことでありますから、この枠を決めるといふことは需給のバランス、いろんなことを勘案してなさるわけだと思ふんですが、これも、これが今後の法の運用にとりまして非常に大事なことになると思ふんですが、先ほど需給協議会の機能とか、あり方といふことについては大臣からちよつとお話がありましたけれども、この算定に当たりましてはどういふことを根拠になさつて、これを農林省としてもはきき出すかといふわけにはいかないかと思ひますけれども、アウトラインだけひとつお示しいただきたいと思ふんです。

○政府委員(杉山克己君) この法律の第二条によつて「通常年におけるその者に對する当該期間との指定糖の法第九條第一項の規定による売戻しの数量を合計した数量を超えるときは」といふことで、ある基準を考へて、それを超えるときに売り戻しの規制が働くといふことにいたしておるわけでございます。

この通常年の実績、これをどういふふうにとるかといふことでございまして、これは特に資源不足に對する懸念、恩恵から大量の輸入を図つたとか、あるいは何か恩恵があつて駆け込み的な輸入をしたとか、そういうことによる輸入量の増大、それらのことは通常の措置、通常の数量とは考えない、そういう要素のない最も普通の年の実績をベースにするといふやうに考へております。これはある期間の平均をとるか、最近のしかるべき年をとるかといふやうなことになりますと、実はその総量におきましても、それから個々の業者の

実績にいたしました問題はいろいろあります。ですから、それらの数字を並べて目下検討をいたしておるところでございます。

ただ、それはまず報告をとることの一つの基本的な条件、ベースでございまして、実際に売り戻しの延期をするような規制はどういうときに働かすかといふと、三条の方へまいりまして、そういう申し込み数量が年に通常年の実績を超えるというところだけじゃなくて、その後も「最近における砂糖の製造事情等を考慮してもなお売戻数量等からみて過大であると認められ」若干飛ばして読みますが、「砂糖の需要量及び供給量の見通しに照らし砂糖の需給の安定に悪影響を及ぼすおそれがある」と認められるときは、「こういうときは売り戻しの延期を行うことができる。また、その命令を行うことができる」といふことにいたしておるわけでございます。

この実際に規制の命令を出すのはどういふときかということになりますと、この段階で私は二条の考え方を基礎にした各業者間のシェアといふものがあつて、それを超えるときはというふうな形に運用されるというふうな考へております。この割り当てシェアみたいな数量の決め方をどうするかと言へば、二条の考え方を基本にして政府が指導を行いながら業界で決めていくということになるわけでございますが、業界で決める場合には過去の実績でありますとか、設備能力でありますとか、実績も単に生産、輸入といふことだけでなく、販売の実績でありますとか、そのほかもろの要素を勘案いたしまして、昨年の十二月からことしの五月まで二度にわたって糖安法に基づく指示カルテルを発動いたしております。その際などの話し合いなども行われた経過もありませんが、同じような手続を踏んで業界の中で調整を図るというところによつて決められるというふうな考へております。

○藤原房雄君 業界の中でそれぞれ話し合つて、その設備、施設や何かに応じていままでの実績と

かといふことのようにありますが、この輸入量の枠の設定というのは今後また非常に重要な問題になつてくるだろうと思ひます。これはパニック状態の起きない平常のときならばこの糖価安定法もまたなだらかに作動するのかもしれないけれども、どうしても砂糖というやつは十年に一遍大きな変化がやつてくる。こういうことからいまして、そしてまた非常に投機的なものであるといふこと等考え合わせまして、やはり業者の輸入量の枠といふものについては、私も今は今後どういふように推移するのかという注視をいたしておるわけであります。またそれが、利権的なものにつながるようなことがないかどうかという危惧も抱くわけでありまして、全体的に見ますと、糖価安定法によりまして価格のこについてある程度の調整期間といふものを設けられる。今度は数量的に、これは通常年における需給バランスではラインを超えた場合といふことではありますけれども、数量的にも今度はある程度の規制といふべきか枠が設定される。

金額におきまして、それから量において、こういう面からこの規制といふ一つの歯どめのかかるような状態になるというところは、これはコントロールの規制としては非常に強いわけで、これだけのことをするからには、今後において今日経験したような異常な状態を再び起こしてはならぬといふことであり、この法を施行するに当たりましてはやはり消費者にそれだけの負担をかけ、また砂糖加工業者、これらの方々がこのたびの法案に対しては反対をいたしておるわけでありまして、それは砂糖の値上がつながるといふことであつて、いろいろな環境条件の悪い中で菓子加工業者等につきましてもさらに悪い条件に置かれるといふことなんでしょうが、こういう中で、やはり政府が企業の整理なり、整理といふべき整備といふんです。いまのような状態から正常な姿に脱皮するため行政上なさねばならぬこと、今日までいろいろな論議があつたわけでありまして、けれども、こういうものを含めてきちつといたしませ

んと、金額的にも数量的にも今度政府が見る、そういう立場に立つといふことでありますから非常に責任が重くなる、こういうふうには私も認識するわけですが、どうでしょう、大臣。

○国務大臣(鈴木善幸君) 今回の法改正、これは生産段階、流通段階、これを正常な姿に持つていく、その前提として需給の計画を立て、そして需給のバランスの上に立つて過当競争等を排除し、体質改善を図つていくと、そういう方向に誘導する基礎をつくらうといふのが今回の法改正でございます。したがって、私は末端の消費者の方々にとつても、あるいは菓子業界その他の砂糖を原材料としてやつております業界にとりまして、とにかく安定した基礎の上に立つてそれぞれ食品加工品の価格が形成される。絶えずそれが乱高下している、動揺しているということが各食品企業にとつてもこれは非常に不利な不安定なことでございますから、私もこれはこれによつて砂糖を使ひます食品加工業の分野においても、末端の消費者においても、量並びに価格において安定的な供給確保ができるようにと、そういう目的のためにこの法律の適正な運用を期してまいりたい、こう考へております。

○藤原房雄君 もう時間もありませんから長いお話できませんが、本委員会でも同僚委員からもいろいろの問題点が指摘されたわけでありまして、要するに糖価安定法という法律がありますが、これはもう法律そのものに、適用し得ない、こういうときを迎えたといふんです。こういう異常な状態になつたからこのたびの措置を設けなければならなくなつた、一面から言へばそういうふうに見られると思ひます。また一面から言へば、砂糖そのものといふものは非常に値動きの大きいものであり、十年に一度非常なパニック状態になる、そういうものなので、砂糖に關してはそんな法律できちつとすると、ほかのものと同じようにはいかぬのだといふ、こんな言い方になるかもしれません。しかし、私も政治家として民生の安定の上に立つて、また砂糖という生活水準

を安定させるというふうな上から言つて、砂糖といふものはそんな値動きのするものだといふことで安閑としていられないわけでありまして、やはり最小限度にこういう問題を抑制する手だてといふのはしなければならぬだろう、こう思ふわけでありまして。

そういう点から私も、このたびの措置といふのは非常に異常な状態の中でのことであつて、何もしないといふことはこれは非常に国民生活、そしてまた業界に対しての非常な問題をそのまま続けることになる。こういうことから私もやむを得ざる手段であらうかと、こう思ふわけでありまして、しかしこれをしたからといって、最初冒頭申し上げましたように根本的な解決になるわけじゃないと、先ほど申し上げた砂糖はどういふふうな状態を想定した上には、何度が経験をしていられるわけでありまして、こういう特例を設けなければならぬやうな、そういう異常な状態を未然に防ぎ得る最小限、最大の努力をすべきではないか、こう思ふわけでありまして。

そういうことからいまして、本法そのものがこの成立当時、昭和四十年六月、当委員会におきましても五分が十分しか審議をせずして通過したといふ経緯もあり、私も本法の成立に對しましては、公明党としては非常に大きな疑義を持ちながらその慎重な審議を考へておつたわけでありまして、わづか一間か二間の質問で成立をする。その後には異常な状態が何度か続き、そして今日という経過をたどつて、ここにこの特例法を設けなければならぬといふことに至つていられるわけでありまして。

こういうことを考へますと、やっぱりこのたびの臨時特例は特例として、局長は根本的にどうだこうだと言つたつてそれはいきませんといふ話なんですけれども、やっぱり本法の根本的な問題に手を触れなければこれはならない時期に來ていゝるんじゃないか。少なくとも十二年経過をし、今

日これだけのいろんな経過をたどってきた経緯を踏まえて、この糖価安定法の法律そのものに対してやっぱ根本的に検討するときはではないかと私は強く考えておるんですけれども、あしたやるとかあさってやるとかということじゃ決してないんですが、そういう必要がないとお考えなのか。やっぱ十二年の経過を踏まえて、そして砂糖という非常に値動きの激しい、国際価格の中で揺れ動く、こういう中で砂糖は投機的なものでしょうがないという考えではなくて、やはり国民生活安定の上から、しかも低成長というこういう時代を迎えて法に根本的にメスを入れる、考え直さなければならぬとさだめというふうにお考えなのか、その辺、ひとつ大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木喜幸君) 今回、国際的に保護貿易主義、これを抑制をしたい、できるだけ自由化の方向へ持っていかなければならない、こういう国際経済の諸情勢の中でこの糖安法に一部改正を加えまして、今日までの経緯を踏まえて今回の法改正をお願いしたわけでございます。しかしながら、今後この適正な運営を通じて所期の目的を達したいと、こう思っておりますが、その結果等も十分私ども慎重に見きわめながら、国会初め各方面の御意見を聞きながら、もし根本的な改正が必要であるという場合におきましては、政府としても十分そういう情勢に対応できるように、国民食糧である砂糖の安定供給が確保できるように、そして国内の甘味資源の自給力向上にも資するように、そういう角度で法の見直しをする、そういうようなことではやぶさかではございません。十分政府としても対処していきたいと、こう考えております。

○藤原房雄君 特に、時間もあと五分しかありませんから長々申し上げる時間はないと思いますが、この糖価安定法の根本的な欠陥といえますか、これはもう私が長々申し上げるまでもなく、四十九年の三月の下旬から五十年の五月下旬まで糖価安定法というのは完全に機能を喪失した。四十九年の十月に豪州との長期契約を調印して、平均輸入価格の算定に豪州の長期契約価格が算入されたのが五十年七月下旬から、そしてだんだん価格が上昇いたしまして弾力関税制の適用が四十九年の二月下旬から五十年の五月下旬、そして関税の完全免除、四十九年三月月上旬から五十年の五月下旬、そして五十年の十月月上旬に関税の全額賦課からだんだん価格が下落するということでありますが、この値動きの全体をずっと見ますと、四十九年三月月上旬から五十年の五月下旬までは糖安法というのは全然機能しなかった。それはそういう非常に異常な状態で、そんなことを一々法でどうこうするわけにはいかぬと言えはそれまでのことでありますけれども、下限の場合には、下落した場合にどこまで下がってもちゃんと法で——どこまで下がるかというところは限度がありますけれども、しかし上限の場合も、価格が上昇する場合も、投機的な品であるということからいってそんないつまでも異常な値上りが続くわけじゃございませんし、何かそこに法律として両方に機能するこういう取り決めというものがなければ、これは法律として本当に完全な法とは言えないのではないでしようか。

非常に片手落ちといえますか、値が上ったときはこの法律の機能がもう喪失してしまふ、こういうことを十何年も依然として見直されもしないでこのまま続けようというふうなことは、これは本当に今日の法体系の中で、財政的な裏づけや何か考えればいろんな問題があるかと思えますけれども、法律としては完全なものとは言えないと私は思います。そして十年に一度こういう異常な状態を迎えるということも、これはいままでの経験からもうわかるわけでありまして、ぜひひとつ私どももこの問題についてはまた、時間がないまでもこの機会を見てこの問題についてはいろいろ議論をしたいと思いますが、当局につきましても、いま大臣からお話しございましたけれども、そういう欠陥が現実にあったわけでありまして、から、ひとつ積極的な御検討をいただきたいもの

だと思ふんです。もう時間がありませんからあと一問だけ申し上げますが、いまこの法の働いた三年の間に精糖業界の構造改善、こういうことがなされようとしておるわけでありまして、ここでやっぱ私ども公明党が強く主張しなければならぬといひますかいたしたいことは、やっぱ政府としても、先ほど大臣からこの長期契約については半分責任がある、そういう御発言がございました。やはりこの業界に対してのそれなりの手だてを政府もまず努力をするという——最初もし大臣が、私は責任がないと言ったならば本当にいろいろ言おうかと思つたんだけれども、責任の一端はありますというところから、どことなしにネコなで声で言うんですけれども、これは消費者に対しても負担のかかることであり、業界にとりましてもいろんな問題がある。業界はそれぞれタッチしているところですからあれですが、消費者、加工業者、こういうところの大きなしわ寄せがいく。そして、政府が一体どういう努力をしたのかと、法律をつくつただけなんというふうなことはでは許されないうことだ。やっぱ業界に対しては、それ相応の政府のとるべき施策があるかと思ひます。それで一番問題なのは、いままでもいろいろ議論があつたかと思ひますが、私どももこの無制限な新増設、こういうものを抑制するということや、工場閉鎖等があるようなことがあつてはならぬと思ひますけれども、何といつても、この労働者の雇用不安というものを起こすようなことがあつてはならぬ。また、企業とか商社、銀行等の責任においてこの精糖業界の企業の問題について、やっぱ対処するように十分な施策を講じていただきたい。

それから、自給率の向上というのは、これはもう政府が策定いたしました長期計画から見ましても大分おくれでおるわけでありまして、政府が責任を持ってこのぐらいいはと長期計画を立てたわけでありまして、立てた計画はやっぱ実現するように、しかもいまは全体としてその必要性が叫ばれておるわけでありまして、この自給率向上のために万般の施策を講じていただきたい、このように思ふわけでありまして。この労働者に対する問題、企業に対する手だて、また自給率向上、この三点について大臣から所信をお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木喜幸君) 今回の法改正、これは精糖企業の正常化、経営の安定、これを図ることを目的として、こういう自由化のありし中で可能な限りの措置として今回の法改正をお願いをしたわけでございます。私どもその目的を達成するように、今回の法改正の趣旨を十分生かすように適正な運営を図つてまいりたいと、このように考えております。

なお、それを通じて全社的に企業の経営の安定を図り雇用の不安を解消する、こういう面にもこの法律が十分生かされるように、私ども努力をしていく所存でございますし、業界の指導にも当たるつもりでございます。

なお、甘味資源作物の生産を向上して自給率を高めていくということも、これは一番基本的な大事な問題でございますから、価格対策あるいは生産対策、構造対策、あらゆる面から今後一層の政府としても努力をいたしてまいる所存でございます。

○下田京子君 今回の臨時特例に関する法律案について、前回の質問の中で、特に精糖メーカーに介入している商社の実態、またそういう中で労働者の合理化問題がどういふふうに出てくるか、あるいは消費者への価格の値上げという形でのいふような問題点をお聞きしてまいりました。

きょうは特に、大臣も局長もずっと御答弁がございましたけれども、今回の法律案の提案のその陰に、わが国の甘味資源の作物の自給率が二割台にも及んでいないというところで、国内の産糖の資源の生産を確保していくということを非常に重視された所見があつたと思ひます。ただいまも先陣委員の質問に對しまして、大臣から今後甘味資

源作物の生産振興ということについて、これが基本でありますので価格や生産体系等も含めて考えていきたいというお話がございました。

そこで、具体的に私はきょう第一に、この甘味資源作物の生産振興についてお尋ねをしたいわけなんです。増産の位置づけをもっと明確に私はする必要があるんじゃないか、こう思うわけなんです。

そこで一つは、来年度からの米生産調整との関係で、聞けばてん菜、これが特定作物に指定されていると聞いておりますけれども、まず第一に、これは間違いないでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) そのとおりでございます。

○下田京子君 そうしますと、農林省で出しております農業生産の地域指標の試案の中でてん菜というものが作物別展望というその中で出てこないわけなんです、これはどういう理由でございましょうか。

○政府委員(堀川春彦君) これは工業作物という中にぐられて入っておりますのでございます。

○下田京子君 どこですか。具体的にこれをぐらいただきたいのですけれども、地域指標の試案の中の目次だけ見てもおわかりだと思いますが、作物別展望として八つ述べているんです。どれにも入っていません、何か理由があると思えますが。

○政府委員(堀川春彦君) これは六十年見通しの中には入っておりますけれども、生産の地域分担ということと全国の作物の地域分担関係を明らかにすることの関係では、北海道は北海道独自の生産計画を持っておりますといううなことの関係もございまして、地域分担には入れていない。今回入れていないのはそういう趣旨でございます。

○下田京子君 繰り返しますけれども、いまの答弁は、てん菜は北海道での特別な作物であるから、全国のこの地域指標の試案の中には入れなかったというふうな受けとめてよろしいでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) これは地域分担の中で

はてん菜はその他の中に入るわけでございます。入っている。その趣旨は、さつき申し述べたとおりでございます。

○下田京子君 私が質問したことについてどうなのか、答えていただきたいのです。てん菜については北海道の特別の地域の作物としてのものか、その他のたとえば東北各県等へのてん菜の作付可能などということも入れているのか入っていないのか、そのことでございまして。

○政府委員(堀川春彦君) 北海道だけということ考えておりまして、入っておりません。

○下田京子君 その答弁を最初からただけよろしいわけですよ。問題は、北海道以外でもつくりたいという希望があるんです。そのことにつきまして、この北海道だけに限ったということ、これを改めて、そして東北、青森等でもてん菜を作付したいという希望がございましたと聞いております。そういう形での見直し等お持ちになることができないでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 先生の御指摘でございますが、私も十分調査をする必要はあると思っておりますけれども、現在の段階で農家の側の大きな希望としてまとまって上がってきているということとは、真聞にして承知をしておらないわけでございます。

○下田京子君 いまの御答弁ですと、今後は検討してその結果によつては入れてもいいということですか、だめだということですか。

○政府委員(堀川春彦君) これは北海道以外の地域を考えると、農林省といたしましてはもかつて暖地ビートあるいは青森県でビートを作付をするという計画がございまして、いろいろと障害がございまして現実には現在つくられておらないといううような実態もあるわけでございますから、その問題につきましましては、農家の側の御希望等あれば真剣に検討する必要があると思ひますが、いまのところ農林省として生産を大いに北海道以外の地域において拡充をするという計画は持っておりな

いわけでございます。

○下田京子君 ただいまの答弁で二つの問題で聞きたいんですが、一つは、いままで青森等でもつくりたいという希望を聞いていたけれどもいろいろ障害がございましてというお話だったと思うんです。いろいろな障害というのは第一に何でしょうか。

それから二つ目の問題で、今後しかし新たに希望があつて、検討の結果つくるといふうな方向で考えるということでしょうか。二点。

○政府委員(堀川春彦君) 青森県で実はビートの生産をやつたことがあるわけでございますが、なかなかかはかしく生産性が上がるというところへいきませんで他の作物にかわつてしまつた。つまり、青森県における作付はそういう意味で蹉跌をしたという経過があるわけでございます。そういうようなことから、青森県においては歴史、経験もございまして、私も私としては慎重に対処すべきであるといふふうに思つておるわけでございます。

○下田京子君 規模が小さくてできないといふうなお話かと思うんですが、これはやっぱり甘味資源の作物を振興していくといふうな点から考えたときに、北海道だけじゃなくて、気候条件等から見ても可能だといふことになれば、これからのいろいろと検討する必要があるんじゃないかといふうなことを再度希望し、検討をお願いしまして、次に、同時に六十年見通しのお話も先ほど出ましたし、いままでも先輩委員からお話がありましたが、実際に六十年度を目途にしておよそ七万七千ヘクタールの作付面積を見ているわけですね。しかし、その中身が一体、今度の米生産調整との関係もございまして、転作でどのくらいやるのか、あるいは安定的に定着する見込みのあれはどうかという点で、この七万七千ヘクタールの作付面積の中でどのくらいの転作を見ているんでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 六十年見通しは先生の御っしゃるとおりでございますが、この六十年見

通しを作成した当時の事情といたしまして、田の転換ということに大きく期待するという思想は余り大きく入っておりませんでした。現在四万九千ヘクタール生産をされておりますが、そのうち田からの転換でつくられておりますのは約二千五百ヘクタールということでございます。私も、しかしながら、現時点で米からの生産転換にもう少しアクセントを置いた進め方をした方がよいのではないかと、国内の甘味資源の増強にも資するといふことから、これを特定作物に取り上げまして

もつと増産を伸ばしたいといふうなふうに考えておるわけでございます。いまのところ終着駅の数字をいじるところまで考えておりませんが、さしあたりの目標としては少なくとも倍増、まあ三倍近くまでできれば持つていければというふうに、田からの転換のものを考えている次第でございます。

○下田京子君 ただいまの御答弁との関係で大臣にお尋ねしたいんですが、来年度の米生産調整との関係で具体的な発表をなさいました。で、その甘味資源生産振興という点で大臣は具体的にこのてん菜の転作ですね、どのような状況で見込んでおるでしょうか。

○國務大臣(鈴木善幸君) これは、北海道におきましてはてん菜はいろいろな意味で非常に重要な作物である、甘味資源として重要であるといふほかに、北海道農業としてやはり基幹的な作物である、こういう位置づけをやつておるわけでありまして、全国的な問題ではございせんけれども、そういうことに着目をしていましてこれを特定作物に今回水田利用再編対策では取り上げて、そして転換奨励金等につきましても優遇措置を講じてまいる、こういう考えでございます。いま局長から申し上げましたように、たんばの転換によるところのビートの生産はいままでの三倍ぐらいに伸ばしたいという目標のもとに指導してまいる所存でございます。

○下田京子君 大臣がこのてん菜の生産振興について、特段に今度の稲作の転換等の事業その他の

用、麦用、芋用という形で、麦の場合ですと、同じ機械を使えるわけですが、そういう多種多様な機械整備をしているという点で、非常に投にお金がかかるわけですね。問題はこういうふうにとくさんあるわけなんですけれども、この二についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員（堀川春彦君） てん菜の輪作体系における定着の問題でございますが、これは畑でん菜について言われることでございまして、

海道でもてん菜は畑作が主力でございます。しかも、地力維持に非常にこれは貢献する作物でございますから、北海道の畑地帯の地力問題ということも考える上においても重要でございまして、私もぜひともできるだけ輪作体系の中にうまくてん菜を取り入れて、そして定着させるようにということがきわめて重要なことだと考えております。これについては、かなり試験研究も進んでおります。現地でもかなり普及も見たという事実はございまして、まだいろいろの現地現地の土壌条件や、他作物との関係やら経営条件、いろいろのことを考えまして、まだまだ研究すべきことは多々残っておりますし、また、これを農家の段階に理想的な姿で普及をするという面で努力を要する点があるというふうに認識をしておるわけでございまして、重要な問題でございまして、今後とも真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、第二点の機械の問題でございまして、確かに北海道の大きな畑作地帯において、豆類でございまして、それからジャガイモ、それからてん菜、それから飼料作物、いろいろのものを組み合わせて生産をしておる現状がございまして、そういったときに、機械整備はそれぞれ、まあ共通で使えるものもございまして、御指摘のとおりその作物特有のものも多い。しかも大規模につくるということになると、どうしても能率よくやるためには大型の機械を使う必要が多くなつてまいります。その際に、大型の機械でございまして効率的な共同利用の形というふうなものをできるだけ中心にいたしまして推進をするというものが、一つの大きな施策のなかめかというふうに考えております。私も、機械銀行その他そういうような仕組みをここに適用をいたしまして、できるだけ効率的な機械利用が進むように指導してまいりたいと思っております。

○下田京子君 ただいまの御答弁について、私は二つの問題点を指摘しておきたいと思うんです。一つは、私は、輪作体系ということがずいぶん言われているけれども具体的にどういふものがあるんだらうかということでも聞きました。いま試験段階だということでも聞きました。となれば、ここで問題点が二つあると言ったのは、一つは、甘味資源のいわゆるてん菜の生産振興、定着化という点で輪作体系がまだ試験の段階だということ、これで果たして本場にその六十年一度見通しの方向でもって国内の甘味資源生産振興ということできく近づけていくことができるかどうかという点での問題点です。

それから、同時に二番目の問題点は、すでにお米の生産調整との関係でもって減反割り当てを出してきまして、しかし、御存じのように、てん菜の場合には連作できないわけですから、一般的にはてん菜あるいは飼料作物、いろいろなかれで出されておりますけれども、これがきちっとした形で出てこないということになれば、やっぱりこれは安心した形でやれないだろうというふうなことです。その問題点を指摘しておきたいと思ひます。

それで、二番目に大きな問題に移りたいと思ひますけれども、こうして砂糖の問題については国内における自給を高めていくということがやっぱり一つの基本になるかと思うんですが、同時に、それとの関係で国内の産糖メーカーの役割りというものが非常に重要になるかと思うんです。御存じのように、てん菜はそのままいいわけですが、沖繩のサトウキビについては、国内産糖メーカーでそれを精製してやらなきゃならないわけですね。ですから、国内産糖メーカーが精糖メーカーに売り渡す事業が入ってくるわけですね。その際に、この国内産糖メーカーが非常にいま苦しい状況に追い込まれているというお話、これは御存じだと思ひます。そして、この人たちが実は私のところにも陳情書が来ているわけですね。この陳情書を読みますと、今度の臨時特例法の成立を急いでほしいというお願いなんです。ただ、中身を見ますと、こういうことを言っているわけですね。「私共国内産糖製造業者は国の保護育成の範囲を超える多額の再販値引きを強いられている実状であります。

す。」云々というのが出ておまして、つまりこれはこの工業会の陳情された方々の話なんですけれども、糖価事業団の売り戻し価格よりも約一〇％からの値引きを精糖メーカーから要求されているんだ、こう言っているわけですね。言ってみれば、この人たちが大変苦しい状況だ、だから精糖メーカーがちょっとでもよくなれば私たちこんなにもまた苦しめられなくなつていいんだからというふうな形で、要はこの人たちは——この人たちはと言ふのは国内産糖メーカーの皆さん方は、糖価安定法に基づいての事業団で保証しているその価格をまづきちんと保証してほしいという、そういう要求だと思ひます。この点、御存じでしょうか。

○政府委員（堀川春彦君） 先ほど先生が、輪作体系については試験研究の段階で何も結果が出ていないというふうに御理解になったとすれば、私の説明不足でございまして、これは国なり道の試験研究機関の研究されておる方々あるいは専門技術員なり普及員の方々が普及に取りかかつておられますので、その方々のことも念頭に置きますと、これは実はいろいろなタイプの輪作の体系というのがあるわけでございまして、たとえばてん菜—パレイショ—小麦—大豆というふうな順序に入れる、あるいはてん菜—大豆—パレイショ—小麦という形に入れる、その間に牧草とかあるいはデントコーンをまぜる、こういうようなことがあつてございまして、それで、そういうタイプに即しましてこれを現地で普及をしつづけるわけですね。その土地の条件で、それから経営のタイプ、大きさ、努力事情、いろいろさういったものをすべて考えてやらなければいけないという意味で、まだまだ現地適応上研究すべきものもあるしということも申し上げておきます。

したがって、今後なお基礎的な試験研究の面で研究すべきことはまだあるというふうに申し上げましたが、いまそういう形の体系の普及に努めつつ、また足りないところは研究しておるというふうな現状でございまして、一言申し上げておきたいと存じます。

○政府委員（杉山克己君） 沖繩、鹿児島、甘味糖関係の企業あるいはそれと関係しておりますところの生産者の方々から、いま先生が言われたような陳情の来ていることは私も十分承知いたしております。

○下田京子君 そこでなんですけれども、沖繩のサトウキビというのは大変重要な経済の中心を占めているというところは、もうこれはすでに論議が尽くされてきているところでありまして、本場に国内の産糖メーカーがぐらついてしまつて倒産云々なんという事態に追い込まれたら、これは沖繩のサトウキビ農家の生産者だけじゃなく、沖繩全体の経済にも影響するという重大な問題を抱えているということとは、もう御承知のとおりかと思ひます。そういう中で、実際に国内産糖メーカー、日本分蜜糖工業会が具体的に出してきていたことなんですけれども、まず一つは、こうした精糖メーカーからの値引き要求ですね、これを改めたいというところでございまして、これを改めたいという行政指導はどのようになつていようか。

○政府委員（杉山克己君） 先生言われるように、沖繩のサトウキビの生産者が安定するためには、そのサトウキビを買って原糖をこしらえる国内産糖の製造業者の経営が安定すること、これが必要でございまして。事業団は、この精糖企業からコストに見合った価格で——たん買入れて、これを市価に見合った価格で、若干市価参酌ということとでその間調整があるのでございまして、売り戻しします。要するに、企業努力をすればその価格でもって引き合ふだろうという価格で売り戻すわけですね。ところが、沖繩でつくつたものは粗糖でございまして、これを売る相手先は、国内の精製糖業者でございまして。精製糖業者は輸入等を数量的には大部分精製して売っている。その自分の輸入して売っているところの精製糖の価格が暴落しているというふうなことから、国内の産糖について

うな現状でございまして、一言申し上げておきたいと存じます。

これを正当なコストで買えない。自分の企業が経営悪化しているということから、これを値引き要求するわけでございます。現実にはトン当たり一万円程度の、そのときによって、それから企業間の結びつきいかにによって若干差はありますが、一万円程度の値引きが行われているという状況はございます。

私ども、これは国内産糖のメーカーの経営の安定の上にも問題があり、ひいては国内の甘味資源の生産者の上にも大きな影響が及ぶということ、で、正常な取引を維持できるように精糖メーカーに對しても各般の指導を行っているところでございます。

ただ問題は、やはり砂糖も経済物として流通する商品でございます。それから粗糖のメーカーの段階でも、その年の収量あるいは操業率、歩どまりといったような点で、若干の経営努力なり経営上の幅のあるところもあるものですから、どうしてもそこは交渉事項になる。全部政府がまる抱えというような制度でもございませんで、その間の交渉で製品の価格条件がございまして、値引きが行われやすいという事情がございまして、そこで私も、やはり沖縄の国内産糖メーカーの経営を安定させるためには、部分的な面ではなく基本的にはやはり商品としての砂糖全体の価格、流通関係を正常化することが一番大事なことじゃないかということ、で、今回の措置もそういう観点から実施することとしたわけでございます。

○下田京子君 基本的には砂糖の需要供給関係、価格の安定云々というお話でしたが、現に私が尋ねましたのは、新聞等でも報道されておりますけれども、本場にこの国内の生産メーカーです、砂糖メーカーが実際にいま精糖メーカーの業界の方から値引き要求されていると、それで困っている、この値引き要求を抑えてもらいたいということなんです。だからその値引き要求に對して、一体指導はあったのかどうかということなんです。

○政府委員(杉山克己君) いま申し上げましたように全般的な措置も指導の一環でございまして、そういう前提のもとに当事者に私どもは適正な取引をするようにという一般的な注意、指示を与えております。五十一年はわりあいとその点全体の経営状況もよかつたせい、国内産糖のメーカーはそれほどのダメージをこうむっておりませんが、五十二年はまあこれからの話でございます。私もいままでもやっておりますのでございまして、今後ともその取引価格の適正を期するために指導を続けてまいりたいと考えております。

○下田京子君 今後とも努力するというところでございましてけれども、この国内産糖メーカーというものは資本だとかあるいは再販の販売先等を見ますと、やっぱり大手商社が絡んだりいろいろしているわけですよ。それはよくわかるんですけども、しかし現にいまのものと法である糖価安定法によりまして、その中で実際に事業団を経由して政府が交付金だとかあるいは輸入との関係で調整金だとかで実際補てんしているわけですよ。そういう状況の中で、正当な利益が保証されないというぐらいいま精糖メーカーからトン当たり一万円とか一万五千円の値引き要求があるということ、は、逆に言えば、実際にそういうふうな決められている事業団の役割りだとか、あるいは法そのものというものが生きてないんじゃないかというふうなことでございまして、それでは大変なことなので、やっぱりこれは適正価格でそれが取引されるようにということ、この点はしっかり義務づける必要があるんじゃないか、いかがでしようかというところなんです。

○政府委員(杉山克己君) 先ほども申し上げましたように、コスト計算をして、その見合った価格でもって事業団が買入れて、市価を参照してこの価格なら十分売れるであろうという見込みで売り戻しをするわけですよ。その間高く買って安く売るといふことで、差額は財政負担なりあるいは調整金をもって賄うということになるわけでございまして、問題は、その売り戻されたものがそういう適正な価格、国内産糖のメーカーが期待する価格で取引されるかどうかというところだと思っております。これは現実の経営の問題として、どうしてもその年の状況によって国内産糖メーカーにもその経営条件のいいときとそうでないときもある。一方、引き取る側の精製糖メーカーにも同じような条件が動き得る。現在、精製糖メーカーにとつての条件がきつめて悪いということから、やはり国内産糖メーカーにも取引条件を厳しく当たるという結果になっていくわけでございまして。公定価格でもって一本で決めるというふうな仕組みでない、商品としての取引の関係なものですから、なかなか適正な価格といつても、これを守らなければ罰則というふうな形にもなりませんのでございまして、そこをございまして、国内産糖メーカーの収支を考え私ども関係者に十分注意をまいりたい。それから、特今回のこのやうな特別法の措置によりましてそういうことをやりやすい条件ができるということ、で、今後は十分そういう適正な価格の実現が期待し得ると思っております。

○下田京子君 時間が参りましたが、いまのことと価格の義務づけということを再度今後お願いしまして、質問を終わります。

○委員長(鈴木省吾君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木省吾君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、本法案に對する反対討論を行います。

砂糖は、国民にとつて欠かせない重要な食糧であり、砂糖の安定的な供給のために、国内の甘味資源作物の生産者に都市勤労者並みの労働報酬を織り込んだ生産費を償う価格を保障し、自給率を高めることが基本でなければなりません。昭和三十八年の砂糖自由化の結果、大商社による精糖業の系列化が進められ、過当競争が行われてきたこと

とに、今日の精糖業界の構造不況と言われる原因があります。いま問題になっている日豪砂糖協定にしても、原糖輸入のシェア拡大という商社間競争であったことは明らかです。

本法案に對する第一の理由は、精糖業界を不況に追い込んだ責任が、大商社とそれを放置してきた政府にあることは明確であるにもかかわらず、本法案は大商社の責任を明確にしていませず、大商社による精糖業界の不当な支配にメスを入れ、規制することなしに、大商社本位の精糖業の再編成が進み、国民への砂糖の安定的な供給も精糖業界の健全な発展もあり得ないことは明らかです。

第二は、砂糖の価格を安易に引き上げようとしていることとでございます。

第三は、昭和四十九年の砂糖パニックが、大商社の価格操作によって引き起こされたことに見られますように、砂糖パニックが再び引き起こされないという保証はどこにもありません。そうした場合の規制措置について、本法案は何ら明記されていないこととでございます。

第四は、この法律をもとに農林大臣は需給調整を行うことになりまして、その手続が民主的でないこととでございます。わが党は、甘味資源審議会を生産者、消費者、学識経験者、砂糖関係者などの意見が十分に反映される構成にし、需給調整を行うに当たっては審議会の意見を義務づけるようにすべきだと考えるものであります。

以上、本法案は、精糖業界の不況問題に根本的なメスを入れようとせず、消費者と精糖業に働く多くの労働者の犠牲のもとに精糖会社の救済を図ろうとするものであり、わが党は反対するものであります。

○委員長(鈴木省吾君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木省吾君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木省吾君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川村君から発言を求められておりますから、この際、これを許します。川村君。

○川村清一君 私は、ただいま可決されました砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案に対し、各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たつては、砂糖の安定供給、精糖業界の健全化及び国内産糖の需要の確保を旨として運用するとともに、次の事項の実現に努めるべきである。

一、砂糖の国際的な需給の動向に対処して、砂糖供給の安定性が確保されるよう、自給率の向上を基本とした諸施策を強力に進めると。

特に、甘味資源作物の生産、価格対策を拡充強化し、国内産糖業の健全な育成に努めて、生産農家の経営の安定を図ること。

二、本法の運用上重要な「砂糖の需給見通し」については、関係者の意見が十分反映されるよう構成された需給協議会を設置する等により、的確かつ適正な見通しの策定を期すること。

さらに、精製糖設備能力、通常年の輸入量、平均生産費等を公正妥当に把握し算定すること。

三、砂糖の各流通段階における今後の価格動向を正確に把握し、一般消費者及び関連事業者の利益が不当に損われないよう本法の適切な運用に努めること。

四、国際糖価の上昇により糖価安定事業団の機能が損われた場合、これに機動的に対処できる措置を検討すること。

五、中小精糖企業の業態にかんがみ、本法の運用については、その経営の安定が図られるよう十分配慮すること。

六、本法の施行に並行して、精糖業界の体質改善が行われるよう税制、金融等の措置を講じつつ、関係商社等も含め、適切な指導を進めること。

また、体質改善を進めるに際しては、業界段階における労使話し合いの場の設定、労働者の雇用の安定、労働条件の改善等について万全の指導を行うこと。

七、本法施行期間内に精糖業界が健全な基盤を醸成できるよう十分指導するとともに、本法失効後の態勢に遺憾なきを期すること。

以上でございます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(鈴木省吾君) ただいま川村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木省吾君) 全会一致と認めます。よって、川村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鈴木農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鈴木農林大臣。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、適切に対処してまいるのであります。

○委員長(鈴木省吾君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木省吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は十一月二十四日午後二時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

十一月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、琵琶湖開発に伴う水産資源維持事業の推進に関する請願(第二三三九号)

一、小麦粉への米粉混入反対に関する請願(第二二八〇号)(第二二八八号)

第二三三九号 昭和五十二年十一月八日受理
琵琶湖開発に伴う水産資源維持事業の推進に関する請願
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議会議員 田中久蔵

紹介議員 河本嘉久蔵君
琵琶湖開発事業に伴う水位の変動は、琵琶湖の水産資源に大きな影響を及ぼすものであるから、この影響に対して琵琶湖の生物資源の保全等を図るため、水産資源維持事業の早期実現を期されたい。

理由
本県では、琵琶湖総合開発特別措置法に基づき、琵琶湖総合開発事業の促進に鋭意努力しているが、本事業の円滑な実施に当たつては、自然環境との調和はもちろんで、更に琵琶湖と深いかかわり合いを持つ県内産業の保護育成を図る必要がある。

第二二八〇号 昭和五十二年十一月八日受理
小麦粉への米粉混入反対に関する請願
請願者 高知市新本町二ノ二ノ四五 高知県

製麺協同組合理事長 門田忠一
紹介議員 林 連君
この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第二二八八号 昭和五十二年十一月九日受理
小麦粉への米粉混入反対に関する請願
請願者 岡山市柳町二ノ八ノ一二 岡山県製麺協同組合理事長 渡辺弘外六百九十九名

紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

十一月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案

北洋における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工品の原材料の供給事情の著しい変化に即応して行われる水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得で食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性及び水産加工品の原材料の供給事情の地域特性を考慮して政令で定める要件に該当するものに必要長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものについては、次項の規定により定められる貸付けの条件に従い、国民金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項及び中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第

一、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案

十九条第一項に規定する業務の一部として貸付けを行い、農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、水産加工業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲で、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫がそれぞれ定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律(昭和五十二年法律第 号。以下「臨時措置法」という。)」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「臨時措置法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに臨時措置法第一項」とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和五十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

昭和五十二年十二月十日印刷

昭和五十二年十二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局